

第 4 章

関係機関調査

目 次

1. 調査概要	108
(1) 調査設計	108
(2) 回収状況	108
(3) 調査結果の見方	109
2. 機関向け調査結果	109
(1) 基本属性	109
(2) ヤングケアラーについて	111
① ヤングケアラーの認識	111
② ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況	111
③ ヤングケアラーと思われる子どもの把握方法	111
④ ヤングケアラーと思われる子どもの有無	111
⑤ ヤングケアラーと思われる子どもへの対応	112
⑥ ヤングケアラーを支援するために必要なこと	112
⑦ 学校と福祉・医療等の連携について	113
(3) ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うこと	115
3. 個人向け調査結果	117
(1) 基本属性	117
(2) ヤングケアラーについて	119
① ヤングケアラーの認識	119
② ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況	119
③ ヤングケアラーと思われる子どもの把握方法	119
(3) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応経験	120
① ヤングケアラーと思われる子どもの有無	120
② ヤングケアラーと思われる子どもへの対応経験の有無	120
③ その子どもの学年	120
④ 気づいた経路	121
⑤ 「同職場の他の職員の話から」の気づき	121
⑥ 「学校および他の関係機関から」の気づき	122
⑦ 「その他」の気づき	122
⑧ その子どもの性別	122
⑨ その子どもの家族構成	123
⑩ その子どもがケアをしている相手	123
⑪ その子どものほかにケアをしている人の有無	123

⑫ 一緒にケアをしている人	124
⑬ その子どもがケアをしている相手の状態	124
⑭ その子どもがしているケアの内容	125
⑮ その子どもがケアをしている期間の把握	125
⑯ その子どもがケアをしている期間	126
⑰ その子どもがケアをしている理由の把握	126
⑱ その子どもがケアをしている理由	126
⑲ その子どもがケアをしている具体的な状況	127
⑳ その家庭の支援者の有無	128
㉑ その家庭を支援している人・サービス	128
㉒ その子どもへの影響	129
㉓ その子どもについて気づいたこととその対応	130
㉔ その子どもとかかわるうえで困ったこと	132
㉕ 相談できる相手や場所の有無	133
㉖ 相談できる相手や場所の状況	133
㉗ 他機関との連携の有無	133
㉘ 連携した機関の具体的な状況	133
㉙ ヤングケアラーと思われる子どもがいるか、わからない理由	134
㉚ ヤングケアラーを支援するために必要なこと	135
㉛ 学校と福祉・医療等の連携を進めること	136
(4) ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うこと	138
4. 子ども・若者支援団体向け調査結果	140
(1) 基本属性	140
(2) ヤングケアラーについて	140
① ヤングケアラーの認識	140
② ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況	140
③ ヤングケアラーと思われる子どもの有無	140
(3) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応経験	141
(4) ヤングケアラーへの支援について	141
5. まとめ	143
(1) ヤングケアラーの認識と把握状況について	143
(2) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応経験について	143
(3) 関係機関から見た家族のケアをしている子どもの状況と支援の実態	144
(4) 連携体制の状況と関係機関が望むこと	144

1. 調査概要

(1) 調査設計

目的	子どもおよび支援や介護を要する人に関係した機関および機関に所属する個人、子ども・若者支援団体を対象としたアンケート調査を実施し、家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(ヤングケアラー)への気づきや対応の実態、また子どもの置かれた生活状況および支援の課題を明らかにするとともに、支援施策等の検討を行うための基礎資料とする。
調査対象者	①市内の子どもおよび支援や介護を要する人に関係した機関 ②市内の子どもおよび支援や介護を要する人に関係した機関に所属する個人 ③市内の子ども・若者支援団体
調査方法	市内の関係機関および子ども・若者支援団体へ調査依頼文を直接または郵送、メールにて配布し、回答者本人が個人の端末から Web アンケートフォームにアクセスし回答するよう依頼した。関係機関を対象とした調査では、機関として回答する「機関向け調査」と個人として回答する「個人向け調査」の2つを準備した。また「機関向け調査」へは代表者1名が回答するよう依頼した。
調査期間	①関係機関調査(機関向け) 令和5年9月25日(月)～10月22日(日) ②関係機関調査(個人向け) 令和5年9月25日(月)～10月22日(日) ③子ども・若者支援団体調査 令和5年10月16日(月)～11月30日(木)

(2) 回収状況

関係機関調査(機関向け)の回収総数は179。うち、有効回答数は179(24.6%)。関係機関調査(個人向け)の回収総数は169。うち、有効回答数は169(25.0%)。子ども・若者支援団体調査の回収総数は5。うち、有効回答数は5(26.3%)。

調査対象	対象者数 ^{※1}	回収総数 ^{※2}	有効票 ^{※3}		無効票 ^{※4}
			票数	割合	
関係機関(機関)	727	179	179	24.6%	0
関係機関(個人)	677	169	169	25.0%	0
子ども・若者支援団体	19	5	5	26.3%	0

※1 対象者数:関係機関(機関)は調査対象となる関係機関数(令和5年9月現在)。関係機関(個人)は調査対象となる関係機関に所属する個人で、実際に調査依頼が可能であった数。子ども・若者支援団体は市内の子ども・若者支援団体数(令和5年9月現在)。

※2 回収総数:ウェブ回答の回収総数

※3 有効票:回収総数から無効票を除いたもの

※4 無効票(無効回答):ログインのみ、未入力で送信されたもの、およびログイン後属性全未回答のもの。

(3) 調査結果の見方

- 回答結果の割合(%)は有効サンプル数に対し各回答数の割合を小数点第2位で四捨五入しているため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ)であっても合計が100%にならない場合がある。
- 複数回答(2つ以上の選択肢を選択できる質問)の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対しそれぞれの割合を示しているため、合計が100%を超える場合がある。
- 図表内の「n=」はその設問についての集計対象件数を示している。母集団のデータの数を示す場合は「N=」と表記する。
- 集計サンプル数が少ない属性項目については1サンプルあたりの重みが大きく比率が変動しやすいため、結果の利用には注意を要する。
- 自由記述による回答の集計・分析にあたっては、個人の特定につながる情報(人名、固有名詞等)をすべて削除したうえで図表の作成および回答例の掲載を行っている。
- 「お世話」とは本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などをすることを示す。
- グラフ上の「関係機関施設」は機関としての回答である。

2. 機関向け調査結果

(1) 基本属性

①性別(問1)

回答者の性別は、女性が102人(57.0%)、男性が74人(41.3%)であった。

②年齢層(問2)

回答者の年齢層は、「50代」が36.3%と最も多く、次いで、「40代」33.0%、「60代」20.1%であった。

	20代	30代	40代	50代	60代以上	未回答	合計
人	1	17	59	65	36	1	179
%	0.6%	9.5%	33.0%	36.3%	20.1%	0.6%	100.0%

③役職(問3)

回答者の役職としては、「園長・所長・施設長」が59.2%と最も多く、次いで、「部長・所属長」が11.7%であった。

	人	%
n	179	179
園長・所長・施設長	106	59.2
副園長・副施設長	4	2.2
部長・所属長	21	11.7
次長・課長・係長・主幹・主査・主任	8	4.5
指導員	2	1.1
一般職員	15	8.4
その他	17	9.5
未回答	6	3.4

④主な職種（問4）

回答者の職種としては、「介護職員」が22.3%と最も多く、次いで「保育士」が18.4%であった。

	人	%
n	179	179
保育士	33	18.4
相談員	9	5.0
介護職員	40	22.3
事務職員	14	7.8
ケアマネジャー	21	11.7
ケースワーカー	1	0.6
民生・児童委員、主任児童委員	0	0.0
社会福祉士（SCW、SSW、MSW）	11	6.1
医師	5	2.8
保健師	3	1.7
助産師	0	0.0
看護師	8	4.5
臨床心理士・公認心理士	1	0.6
その他	27	15.1
未回答	6	3.4

⑤施設または所属区分（問5）

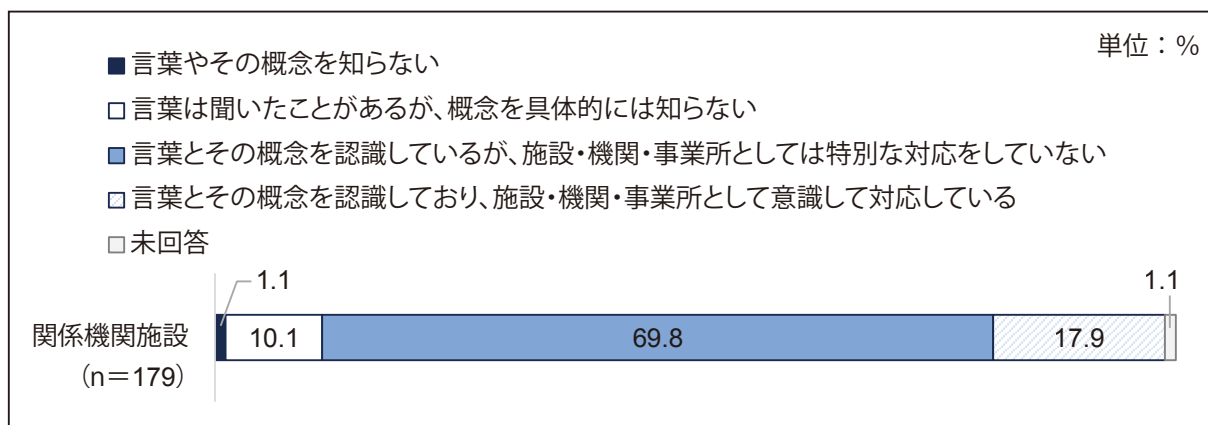
回答者の施設・所属区分としては、「保育所」が17.3%と最も多く、次いで「居宅介護支援事業所」と「介護・高齢者福祉施設」が12.8%、「障害者福祉施設」が12.3%であった。

	人	%
n	179	179
保育所	31	17.3
居宅介護支援事業所	23	12.8
介護・高齢者福祉施設	23	12.8
障害者福祉施設	22	12.3
訪問介護事業所	18	10.1
放課後等デイサービス	11	6.1
医療機関	11	6.1
訪問看護事業所	9	5.0
地域包括支援センター	8	4.5
幼稚園	5	2.8
計画相談事業所	5	2.8
児童福祉施設	3	1.7
社会福祉協議会	1	0.6
その他保育施設	1	0.6
保健所	1	0.6
その他（自由記述）	5	2.8
無回答	2	1.1

(2) ヤングケアラーについて

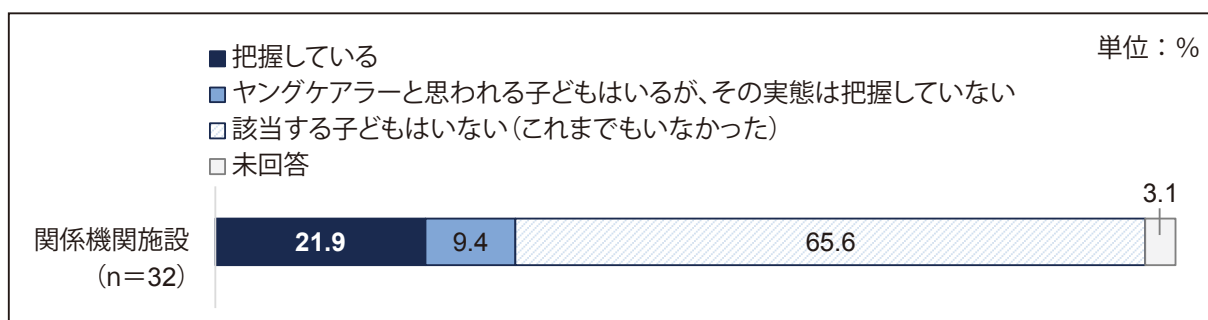
①ヤングケアラーの認識（問6）

ヤングケアラーという言葉とその概念について、「言葉とその概念を認識しているが、施設・機関・事業所としては特別な対応をしていない」が69.8%と最も多かった。一方で、「言葉とその概念を認識しており、施設・機関・事業所として意識して対応している」が17.9%であった。「言葉は聞いたことがあるが、概念を具体的には知らない」「言葉やその概念を知らない」を合わせると11.2%であった。



②ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況（問7）

「意識して対応している」と回答した32人のうち21人(65.6%)が「該当する子どもはいない(これまでもいなかった)」という状況であった。

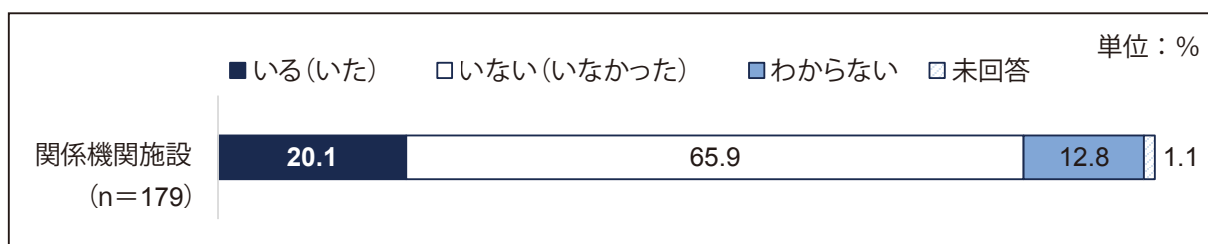


③ヤングケアラーと思われる子どもの把握方法（問7-①）

「把握している」と回答した8人のうち、5人は「特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している」という状況であった。

④ヤングケアラーと思われる子どもの有無（問8）

「いない」が65.9%と最も多く、次いで「いる」が20.1%、「わからない」が12.8%であった。



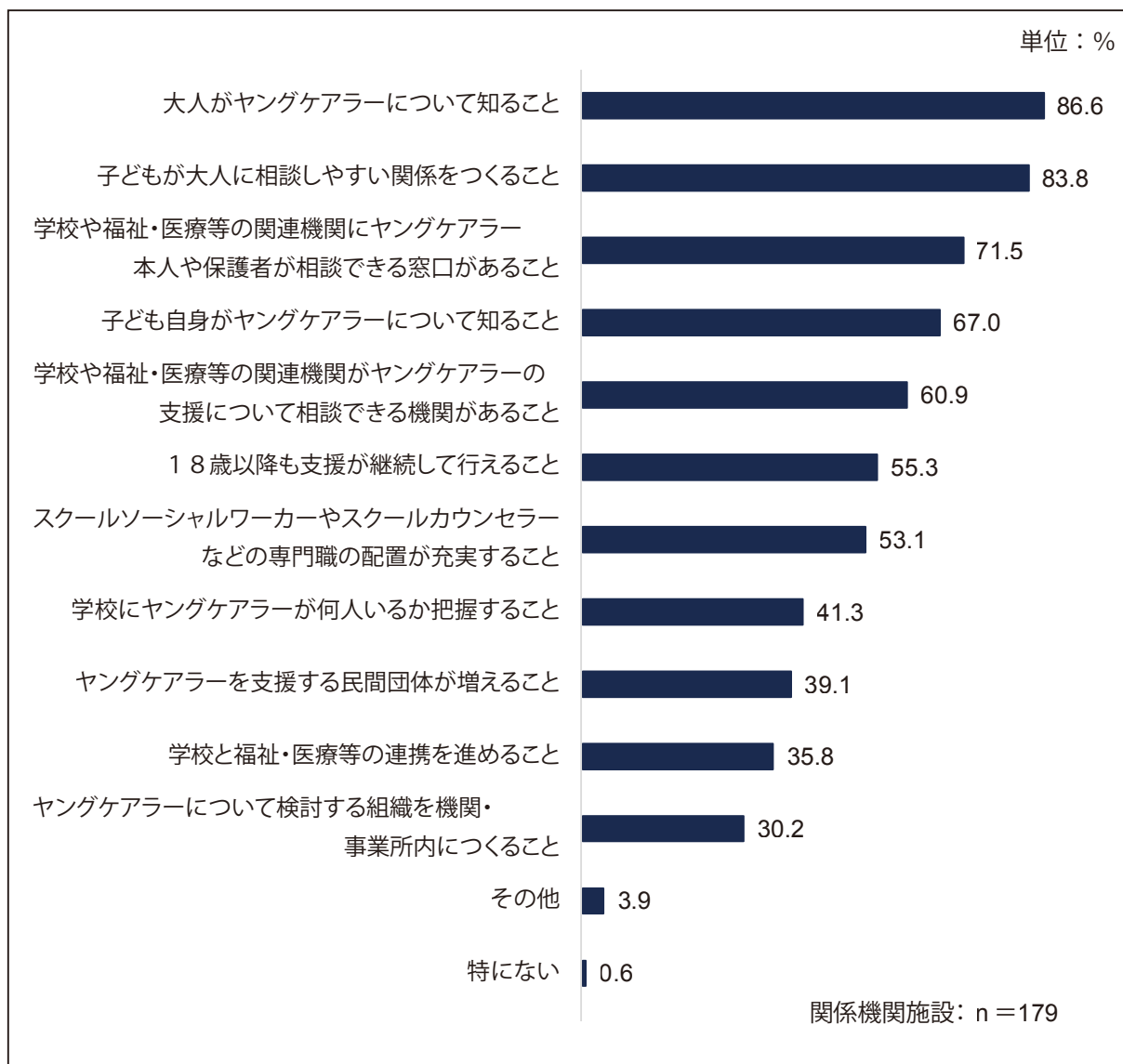
⑤ヤングケアラーと思われる子どもへの対応（問9）

「いる」と回答した36人のうち、子どもに対応した経験があるのは18人と半数であった。

問10については、調査フォームの不備により回答が得られなかった。

⑥ヤングケアラーを支援するために必要なこと（問11）

「大人がヤングケアラーについて知ること」が86.6%と最も多く、次いで「子どもが大人に相談しやすい関係をつくること」が83.8%、「学校や福祉・医療等の関連機関にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること」が71.5%、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」が67.0%であった。



⑦学校と福祉・医療等の連携について（問 11－①）

学校と福祉・医療等の連携を進めることについて、55 人から自由記述による回答が得られた。その内容は、「支援体制の整備」に関する意見が半数以上であり、他に「情報共有・定期的な情報交換」「実態把握の必要性」に関する意見が得られた。以下、回答の一部を抜粋して掲載する。

【支援体制の整備】

保育所	保育所や学校等でケアが必要な家庭があった場合、中枢で情報を取りまとめる機関が情報収集や各関係機関に情報提供をして共有できる仕組みがあるといい。その仕組みが図式化されて市民に周知されるとわかりやすいのでは。
保育所	ヤングケアラーを学校でも把握し、適切な援助を受けられるように、また情報が与えられるように連携していくこと。
保育所	学校や保育園にヤングケアラーがいた場合、療育を受けている方が通っている医療機関と連携をし、ヤングケアラーに負担がいかないように送迎をし、ヤングケアラーのケアも連携して行う。
地域包括支援センター	相談できる同士でいられるよう、連絡会議など通じてお互いの業務連携をしていく。
居宅介護支援事業所	子どもの家庭状況を把握できる学校の教師が、子どもがヤングケアラーになっている事に気づきやすい。その教師が、相談や通報のできる専門機関が必要。
居宅介護支援事業所	まずは ssw 等の専門職の配置が充実し、保健所の保健師等に情報が集約されたのちに個別の相談支援の流れを関係者が共有することからと考えます。
訪問看護事業所	様子がおかしい子どもを学校だけでは対応する事に限界がある。要介護者が自宅にいる子どもの聞き取りをし、支援が必要だと学校が判断した際に、相談できるホットラインや教師向けの研修があるなど。教師も介護の分野についての知識があるわけではないので敷居をさげて対応できるような工夫が必要かと思う。
障害者福祉施設	福祉現場でヤングケアラーと疑われる利用者の子どもの確認できても、保護者である利用者の了承を得ないと介入が難しい状況があります。学校との連携が図れるとヤングケアラーの実態がつかみやすく、介入するチャンスが増えると考えられます。多くの場合は子どもの情緒不安定や不登校、無気力などが見られますが、保護者である利用者を支援している立場からだけでは子どもへの働きかけが十分に行えません。
放課後等デイサービス	利用者の家庭環境や子どもの様子について、学校・医療となかなか連携ができておらず、それが可能となれば、総合的かつ包括的な支援がヤングケアラーに実施できると思われる
放課後等デイサービス	学校若しくは医療がヤングケアラーを把握した時点で市、福祉と繋がってほしい。助け合いの範囲を超えて介護を子供が担い、少しでも負担に感じている事があつたら身近な大人が話を聞いて、制度を利用して生活の負担軽減を図ってほしい。
放課後等デイサービス	特に学校では、ヤングケアラーであり得そうな子どもを日常的に発見しやすいのではないかと思います。そこから、福祉や医療へと連携し対応出来たらとおもいます。
保健所	学校生活に支障をきたしたり、不登校となったりした子供に対して、「登校」や「学校生活の安全」に着目した働きかけだけでなく、当人が将来にわたって健康で安全な生活が営めるように、保健福祉・医療等といいタイミングでつながれること。

【情報共有・定期的な情報交換】

保育所	虐待と同様に対象児童がいる場合は関係施設があつまりケース会議を開いて組織的に支援を行う
保育所	情報共有の機会が継続的にあることと情報共有の認識を統一すること
居宅介護支援事業所	学校のソーシャルワーカーが要介護者である親の担当者的会議に出る等。
居宅介護支援事業所	学校と福祉、介護業者とのカンファレンスの場を作る必要がある。
介護・高齢者福祉施設	それぞれが相談しやすい様に顔の見える関係作りをする(何か月かに1度の定例会議などの実施)。双方が実態の把握と情報の共有に努める。
介護・高齢者福祉施設	スクールカウンセラーと地域包括支援センターが情報共有することで、ヤングケアラーが本来負担しなくてもよい部分を介護福祉サービスで担うことが出来ると感じる。
地域包括支援センター	圏域ごとでの定期的な情報交換の場が設置できないか。
地域包括支援センター	世帯全体への支援として多機関が参加するケア会議の開催
社会福祉協議会	学校が把握している、何らかの支援を要する児童(家庭)の情報共有の場。
計画相談事業所	地域包括支援センターのケアマネ、相談支援専門員が学校との連携を行う時にハードルが高いので、家族の状況など学校から情報提供をしてほしい。
放課後等デイサービス	個人情報保護もあり、各家庭の情報が見えにくくなってきたため。
障害者福祉施設	学校と行政、医療機関、包括、社協等が情報交換、共有し必要な社会資源調整をする
医療機関	福祉・医療関係の方が来校し、チームティーチングする事。
訪問介護事業所	学校や医療での支援、自宅での支援者ができることは明らかに違うため、連携や共有することで役割や関わり方が見えてくるかと思っています。
市 介護・高齢者相談部門	個別の事案を通したケース会議、ヤングケアラーをテーマにした地域会議(市全体、中学区域ごと等)

【実態把握の必要性】

訪問介護事業所	ヤングケアラーや介護が必要な家族・子供の自宅での様子はわかっているが学校などでの生活は本人から聞く以外の情報収集策がない。学校、医療の役割、家庭での支援者の役割は同じではないため、共有・把握が必要。
福祉用具貸与事業所	自分からいえない、気づけないので、声をかけるだけでなく、きちんと話しをして引き出す
保育所	ヤングケアラー児の通っている施設が、その環境を一番把握できると思うので連携が必要である施設をしっかりと把握して連携が取れると良いと思う。
障害者福祉施設	実態が把握できていないため答えられない。ただ、学校で把握できる部分は限られているため教員の増員、福祉現場で働く人間の増員を行わないことには今以上の業務をこなしていくことが不可能に近い。

(3) ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うこと（問 12）

府中市でヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うことについて、75 人から自由記述による回答が得られた。その内容を検討し、以下のようにカテゴリ分類を行った。

最も多かったものとしては、「支援体制整備と情報連携」が 37 件 (40.7%) であった。次いで「市民への認知の拡大・普及啓発」が 17 件 (18.7%)、「相談や対話・気配り」が 11 件 (12.1%) であった。

以下、回答を一部抜粋し記載する。

要素 n = 91

No.	分類	要素(n)	割合(%)	キーワード
1	支援体制整備と情報連携	37	40.7	支援・組織・体制・福祉・連携・専門・団体・資金
2	市民へ認知の拡大・普及啓発	17	18.7	講演・広報・認知・自覚
3	相談や対話、気配り	11	12.1	対話・相談・気配り・意識・窓口
4	職員の知識と理解の向上	9	9.9	実態・把握
5	要望や考え	8	8.8	思想・要望
6	実態把握・現状調査	6	6.6	知識・ガイドライン・理解・認識・研修
7	特になし	3	3.3	特になし

※複数カテゴリに分類される自由回答があるため、各カテゴリの件数を加算した数値は自由回答の件数より多くなることがある。

【支援体制整備と情報連携】

小学校と中学校にスクールソーシャルワーカーを配置して、子ども達が相談しやすい場所を設置することが必要だと感じる。または、担任の先生がそういう問題にいち早く気が付き、専門機関に繋げてゆける仕組みを作ることが急務だと思う。

家庭状況について子どもや家族本人から発信しにくい心情があると思うと、周囲の人間も深堀りしていいのか悩む部分がある。自分しかいない、家族のためと頑張っていることは悪いことではない、でもその負担を軽くすることができると思わせられるような支援ができると良い。

発見したあとや、ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合に誰がどのような支援を行うのか、支援マニュアルなどを整備して連携を図る。

連携する機関が多ければ多いほど情報共有ケース会議が迅速におこなわれないケースがある。(日程調整に時間がかかってしまう)

ヤングケアラーの定義から外れていても、新規・継続で相談や支援が受けられる体制づくりが必要だと思います。

【市民へ認知の拡大・普及啓発】

大人が現状の把握と親子双方の自覚に力を入れるとよいと思います。当事者ほど現実を自覚しながらないと思うので。

ヤングケアラーという言葉をもっと広める必要がある。子供自身にも知ってほしいが親世代、祖母世代に理解して自分がさせてしまっていることを自覚してもらうことも必要と考えます。

まず、啓発活動が重要だと考えます。なお、背景には貧困が潜んでいる可能性も高く、市役所全体で情報をキャッチし共有できるシステム作りの構築が求められると思います。

ヤングケアラーという言葉の認知が低く、周知されていない。学校や福祉だけではなく、もっと幅広く周知できると良いと思う。

【相談や対話、気配り】

まわりの大人が気付いてあげられる環境を整える。相談窓口が一般的に知られるように色々な媒体で告知する。

支援が必要な子供の特定が困難なことも課題として挙がっていることを耳に致します。専門の窓口を設けるなど。相談しやすい機関があることが必要ではないかと思います。

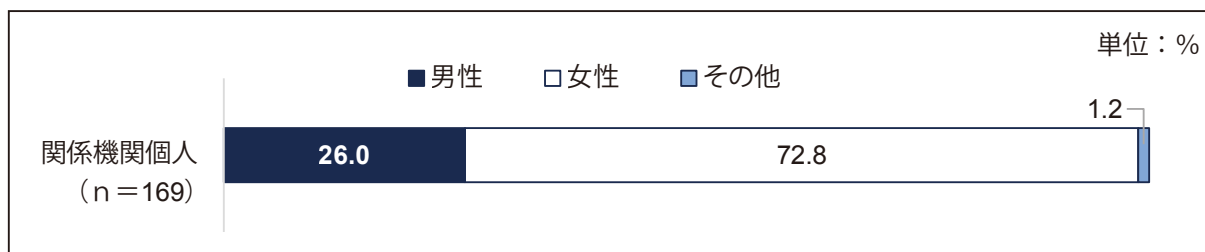
親や身内の介護をしなければいけない、自分の代わりはいないと思い込んでしまっている。他の方法がわからないなどから部活動を諦めている子供達がいる。医療介護が連携して話しやすい場をつけることが大切。悩みを打ち明ける環境が少ない。

3. 個人向け調査結果

(1) 基本属性

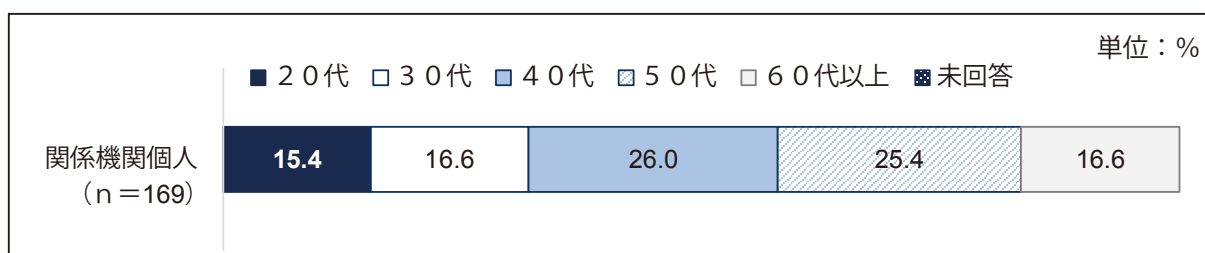
①性別（問1）

回答者の性別は、女性が123人(72.8%)、男性が44人(26.0%)であった。



②年齢層（問2）

回答者の年齢層としては、「40代」が26.0%と最も多く、次いで「50代」が25.4%、「30代」「60代以上」が16.6%であった。



③役職（問3）

回答者の役職としては、「一般職員」が59.2%と最も多く、次いで「次長・課長・係長・主幹・主査・主任」が14.8%であった。

	人	%
n	169	169
園長・所長・施設長	6	3.6
副園長・副施設長	0	0.0
部長・所属長	1	0.6
次長・課長・係長・主幹・主査・主任	25	14.8
指導員	0	0.0
一般職員	100	59.2
その他	16	9.5
未回答	21	12.4

④職種（問4）

回答者の職種としては、「社会福祉士（SCW、SSW、MSW）」が17.2%と最も多く、次いで「保健師」「民生・児童委員、主任児童委員」が16.0%であった。

	人	%
n	169	169
保育士	4	2.4
相談員	21	12.4
介護職員	4	2.4
事務職員	8	4.7
ケアマネジャー	6	3.6
ケースワーカー	16	9.5
民生・児童委員、主任児童委員	27	16.0
社会福祉士（SCW、SSW、MSW）	29	17.2
医師	0	0.0
保健師	27	16.0
助産師	0	0.0
看護師	6	3.6
臨床心理士・公認心理士	5	3.0
その他	13	7.7
未回答	3	1.8

⑤施設または所属区分（問5）

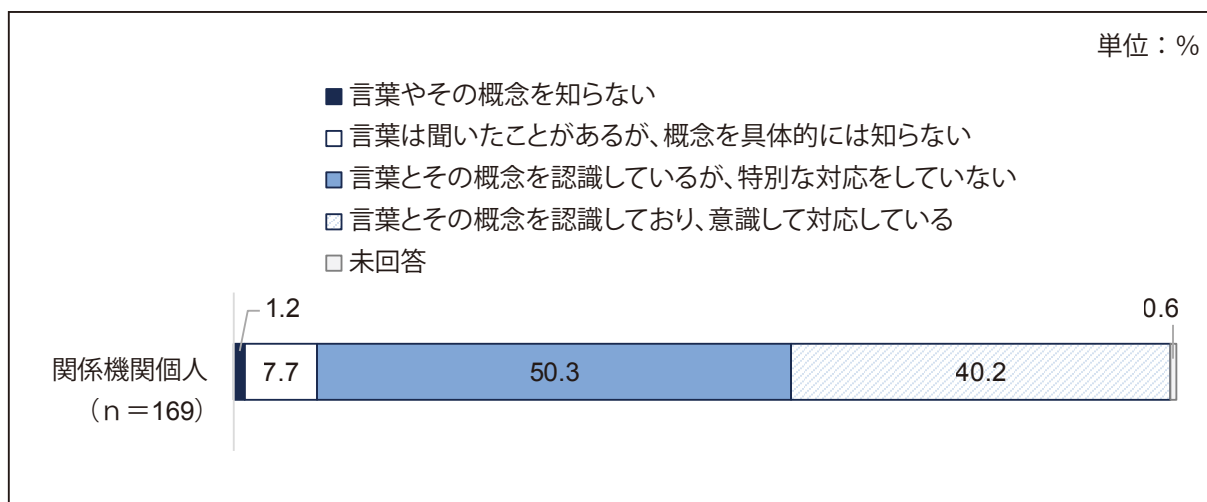
回答者の施設または所属区分としては、「地域包括支援センター」が19.5%と最も多く、次いで「民生児童委員協議会」が16.6%、「社会福祉協議会」が16.0%であった。

	人	%
n	169	169
保育所	3	1.8
民生児童委員協議会	28	16.6
社会福祉協議会	27	16.0
地域包括支援センター	33	19.5
保健所	3	1.8
市 母子保健部門	15	8.9
市 介護・高齢者相談部門	4	2.4
市 障害者相談部門	10	5.9
市 生活保護（生活困窮）等の担当部局	23	13.6
市 教育部門	6	3.6
その他（自由記述）	11	6.5
無回答	6	3.6

(2) ヤングケアラーについて

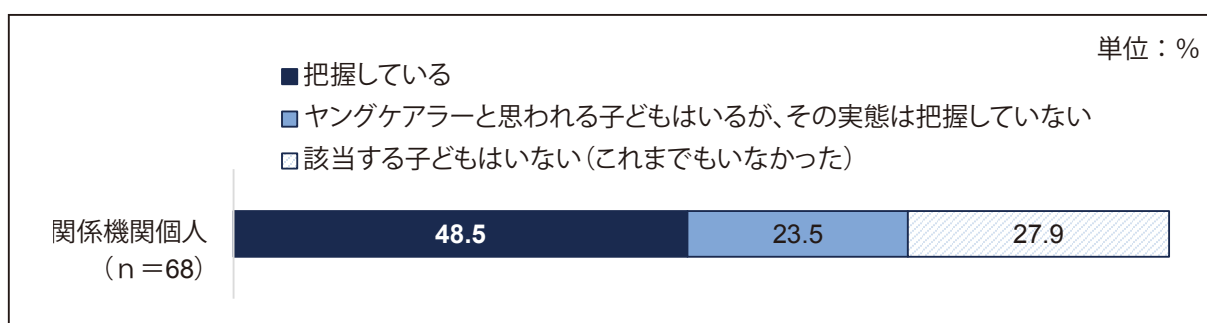
①ヤングケアラーの認識（問6）

ヤングケアラーという言葉とその概念については、「言葉とその概念を認識しているが、特別な対応をしていない」が50.3%と最も多く、次いで「言葉とその概念を認識しており、意識して対応している」が40.2%であった。「言葉は聞いたことがあるが、概念を具体的には知らない」「言葉やその概念を知らない」を合わせると8.9%であった。



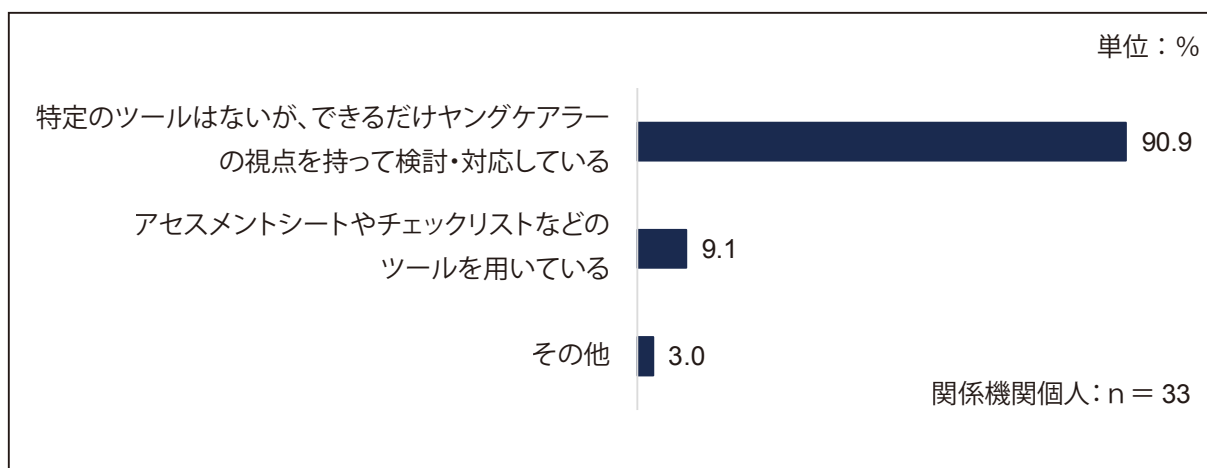
②ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況（問7）

「意識して対応している」と回答した68人のうち33人(48.5%)が「把握している」状況であった。



③ヤングケアラーと思われる子どもの把握方法（問7-①）

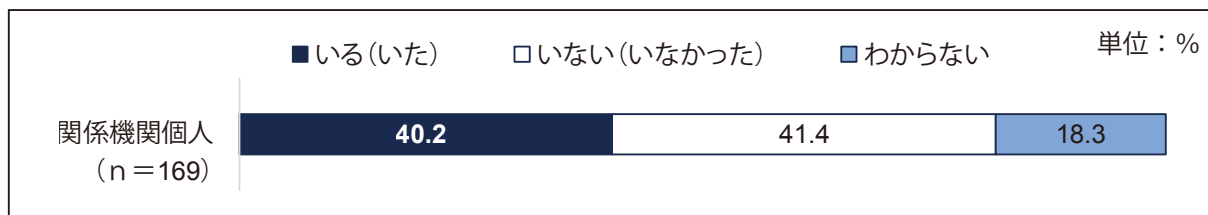
「把握している」と回答した33人のうち、30人(90.9%)は「特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している」という状況であった。



(3) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応経験

①ヤングケアラーと思われる子どもの有無（問8）

「いない（いなかった）」が41.4%と最も多く、次いで「いる（いた）」が40.2%、「わからない」が18.3%であった。



②ヤングケアラーと思われる子どもへの対応経験の有無（問9）

「いる（いた）」と回答した68人のうち、子どもに対応した経験のある人は43人(63.2%)であった。

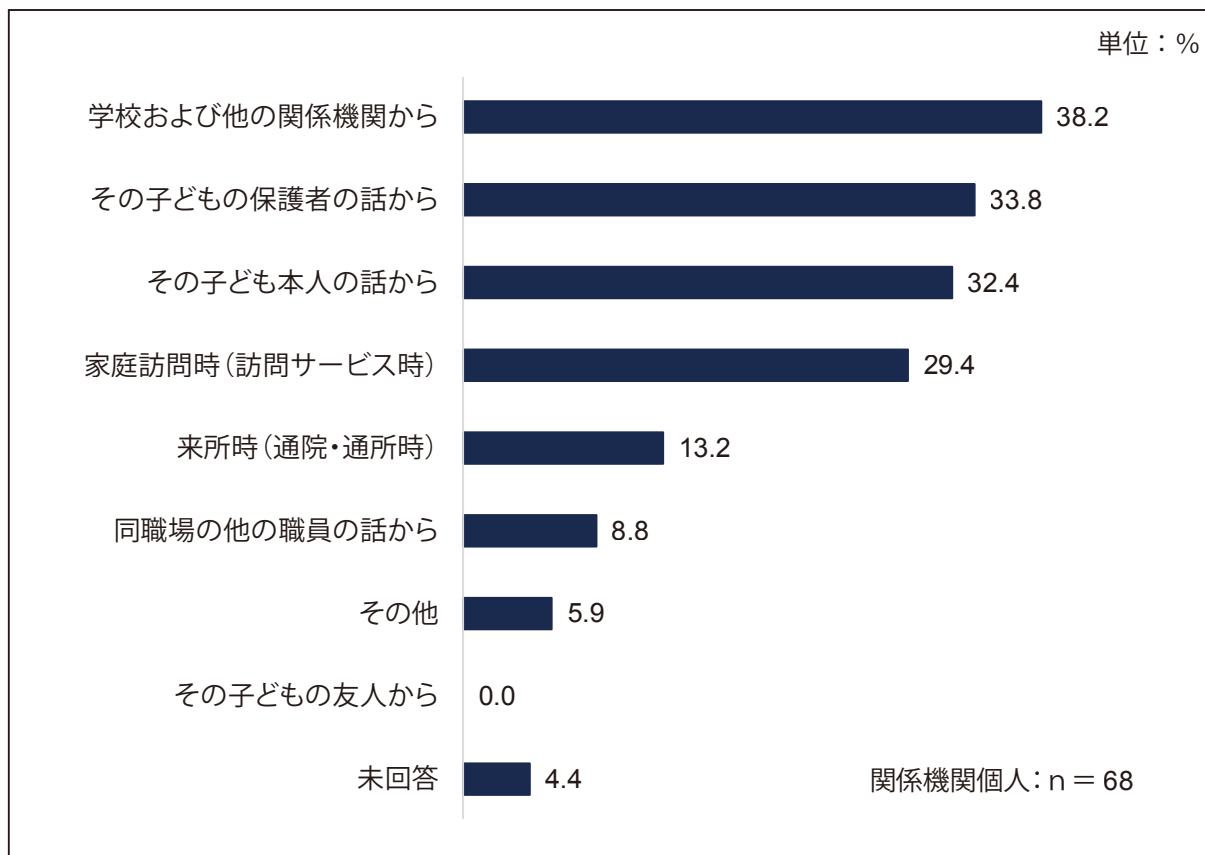


③その子どもの学年（問10－1）

	人	%
n	68	68
小学1年生	1	1.5
小学2年生	2	2.9
小学3年生	4	5.9
小学4年生	1	1.5
小学5年生	2	2.9
小学6年生	4	5.9
中学1年生	4	5.9
中学2年生	13	19.1
中学3年生	9	13.2
高校1年生	9	13.2
高校2年生	1	1.5
高校3年生	5	7.4
わからない	5	7.4
その他	5	7.4
未回答	3	4.4

④気づいた経路（問 10 - 2）

「学校および他の関係機関から」が38.2%と最も多く、次いで「その子どもの保護者の話から」が33.8%、「その子ども本人の話から」が32.4%、「家庭訪問時（訪問サービス時）」が29.4%であった。



⑤「同職場の他の職員の話から」の気づき（問 10 - 3 - ①）

保健師の家庭訪問時に母の通訳をしていた。
障害のある兄弟の世話をしており、その対応のため学校を休んだことがあるなど話していたことなど報告を受けた。
担当職員からの対応相談
母が精神疾患であり…

⑥「学校および他の関係機関から」の気づき（問10-3-②）

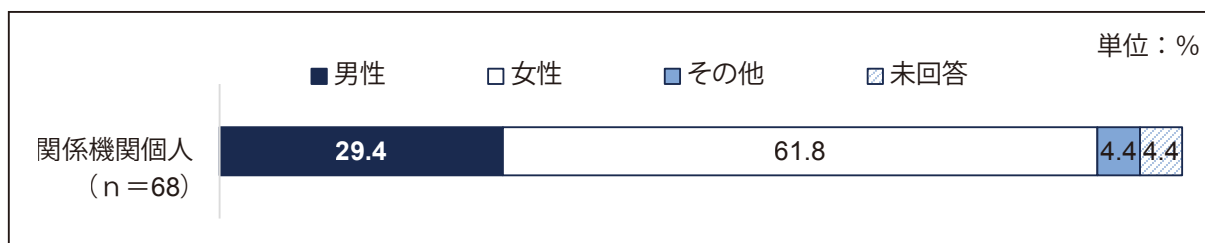
担任の先生が家庭訪問した時の様子から
初めは他地区で社協より学資資金を借りていたが、ごみ屋敷となり家主から更新は出来ないと言われ私の地区に転居して来た。
学校から弟がいて保育園に行っていないと聞いていたので、家で兄が面倒を見ているのだと感じた。
面談時に母の通訳をしていた。
学校から兄の持ち物が揃わないと連絡があった。
母が精神疾患で兄が母の身の回りのことや家事を担っていた。
知的・精神障害を持つ母の受診ができないことから、子どもが付き添って母の病院に行っていた。
多忙な親に代わり兄弟の対応をしているようだが、本人がそれについて疑問に思っていたり、嫌な感情があるのかわからないとのことだった。
障害のある母に代わって、毎日ではないが、炊事をしている。
小学3年生の子が1年生の弟の宿題や提出物を管理し、食事を作っていました。情報はCCを開いた際に学童の職員、学校の担任より受けました。
高齢者の虐待ケース対応で訪問。介護の状況を確認する中で、同居の中学生の孫が入浴介助をすることがあると聞き取った。要介護者の意向（介護サービスの拒否）、娘さんの精神状況、経済的理由等から「孫娘さんが手伝う」状況が発生していた。

⑦「その他」の気づき（問10-3-③）

近隣住民
民生委員より情報が入った。
不登校の支援から状況がわかった
SSWからの支援協力依頼

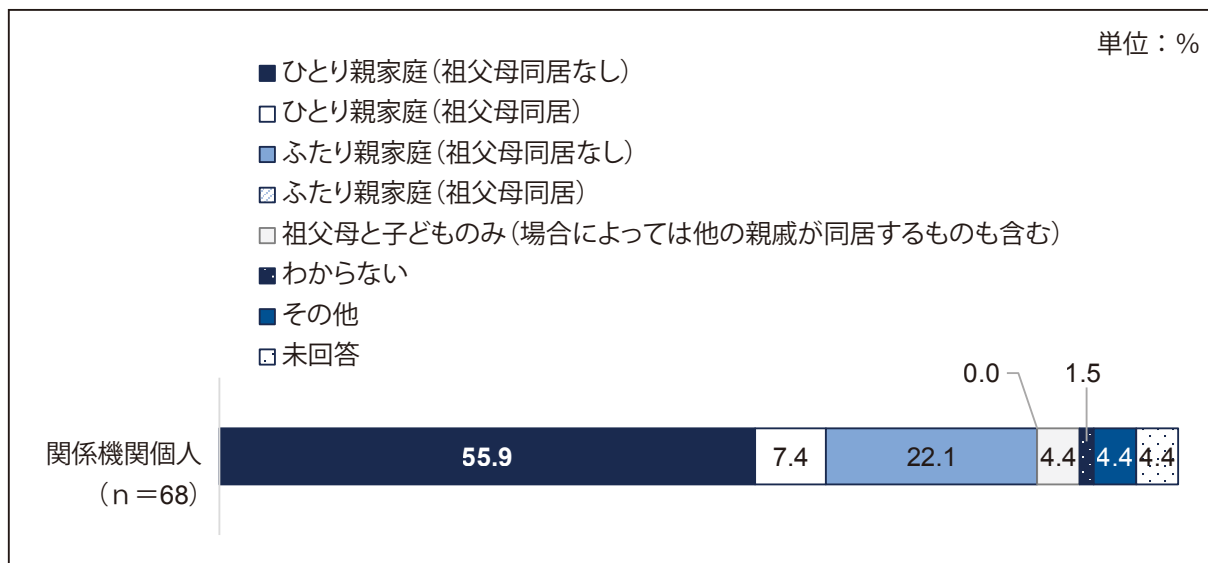
⑧その子どもの性別（問10-4）

子どもの性別は、「女性」が61.8%、「男性」が29.4%であった。



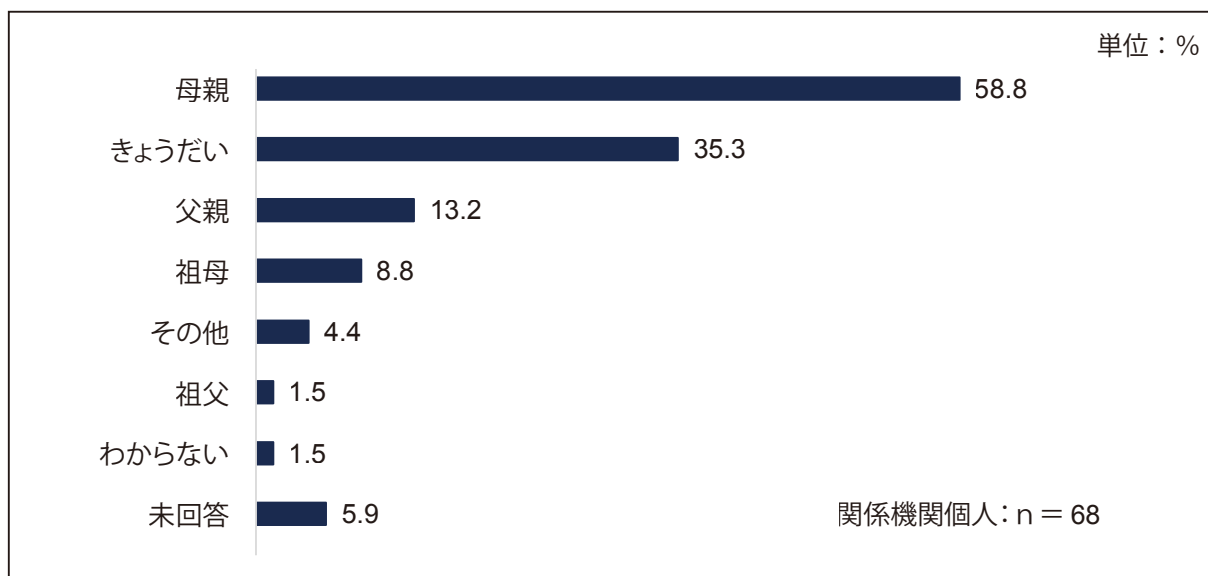
⑨その子どもの家族構成（問 10－5）

家族構成は、「ひとり親家庭（祖父母同居なし）」が55.9%と最も多く、次いで「ふたり親家庭（祖父母同居なし）」が22.1%であった。



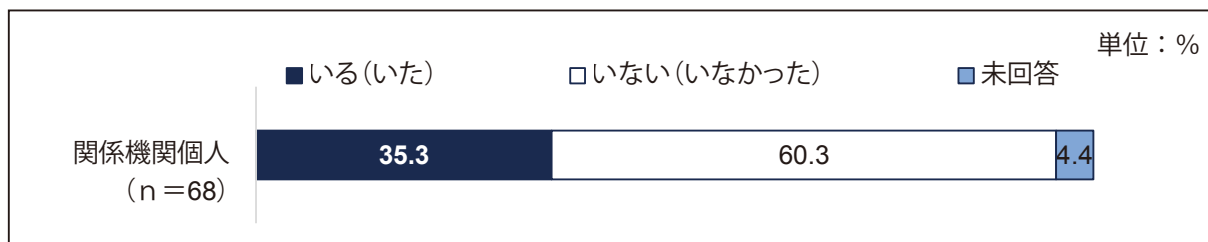
⑩その子どもがケアをしている相手（問 10－6）

ケアの相手としては「母親」が58.8%と最も多く、次いで「きょうだい」が35.3%、「父親」が13.2%であった。



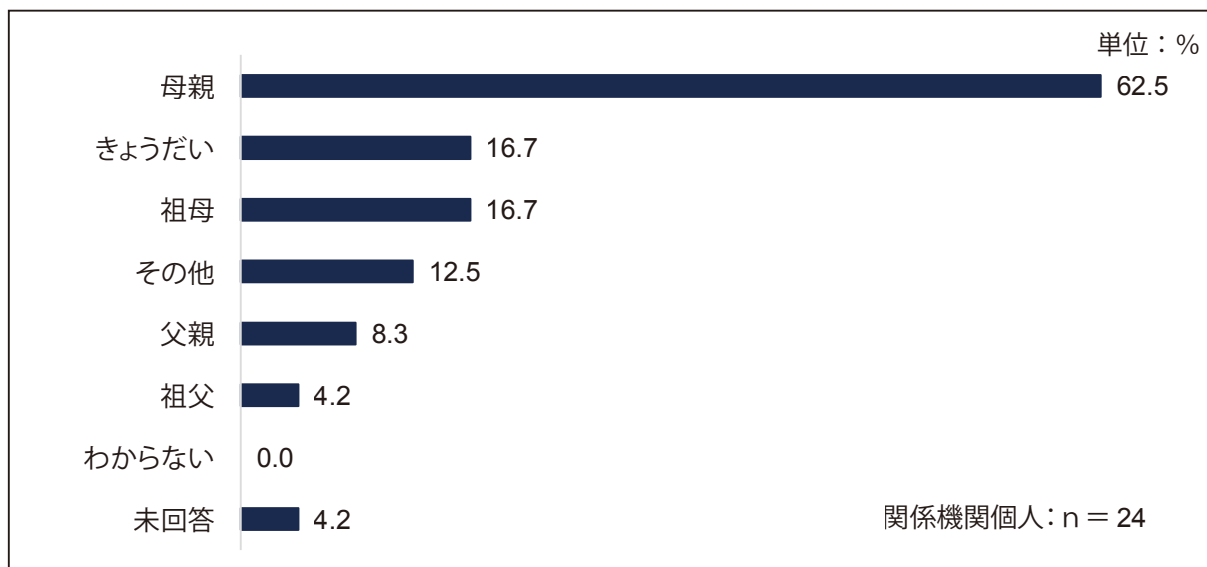
⑪その子どものほかにケアをしている人の有無（問 10－7）

その子どものほかに、家族の中でケアをしている人が「いる(いた)」のは24人(35.3%)であり、31人(60.3%)の子どもは、一人でケアを担っている状況であった。



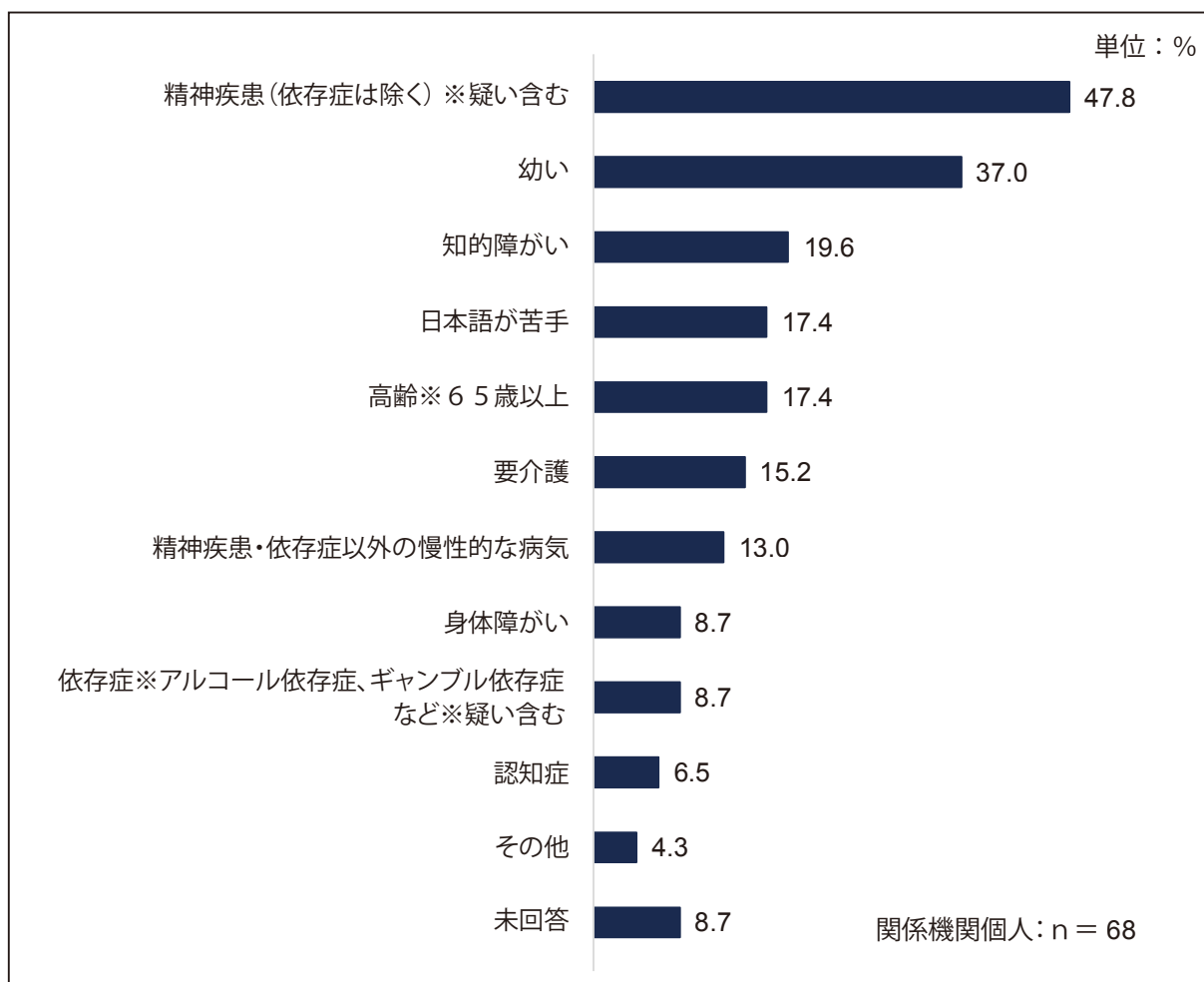
⑫一緒にケアをしている人（問 10－7－①）

その子どものほかにケアをしているのは、「母親」が62.5%と最も多く、次いで「きょうだい」「祖母」が16.7%であった。



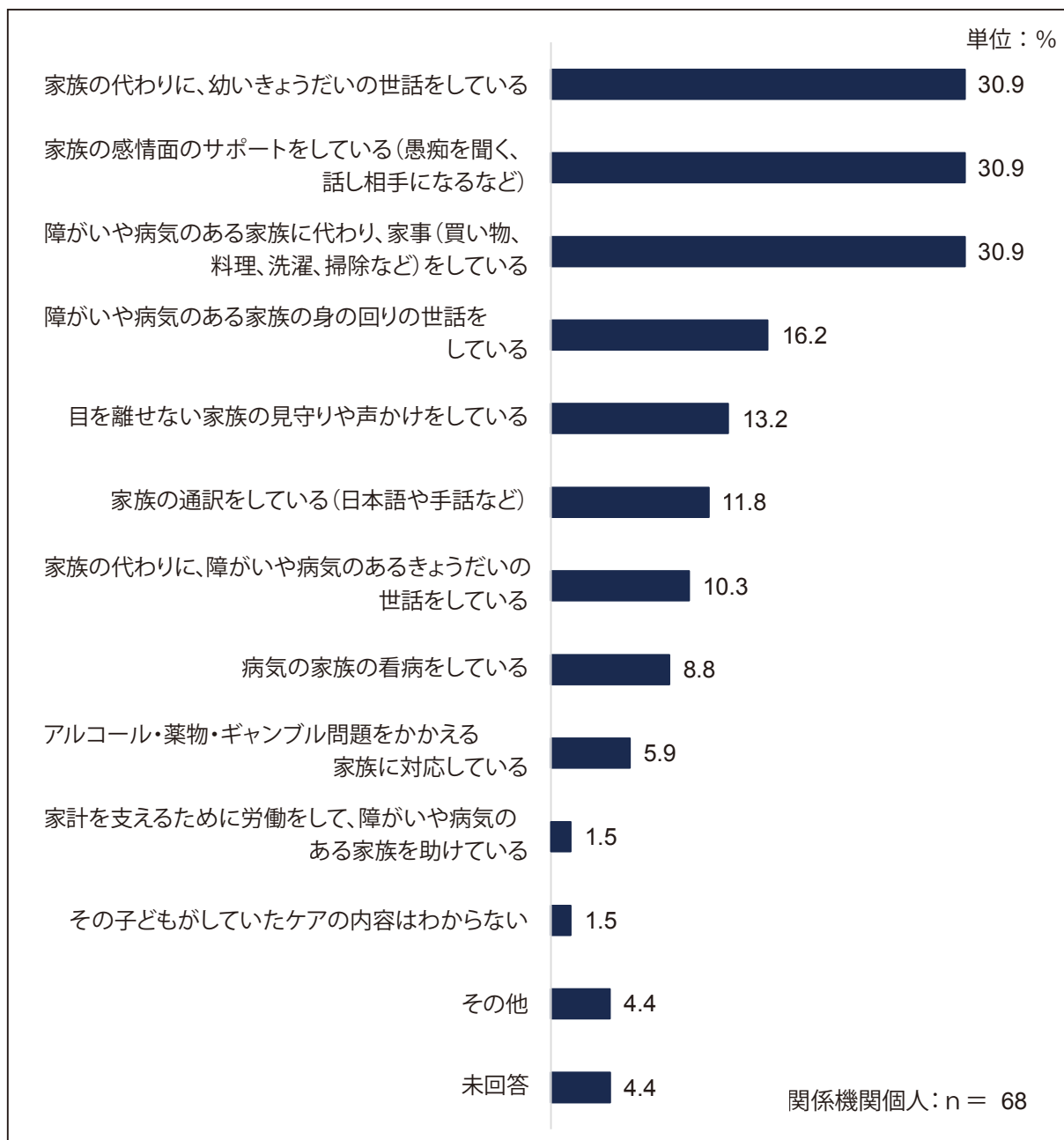
⑬その子どもがケアをしている相手の状態（問 10－8）

ケアをしている相手の状態としては、「精神疾患（依存症は除く）※疑い含む」が47.8%と最も多く、次いで「若い」が37.0%、「知的障がい」が19.6%、「日本語が苦手」が17.4%、「高齢※65歳以上」が17.4%であった。



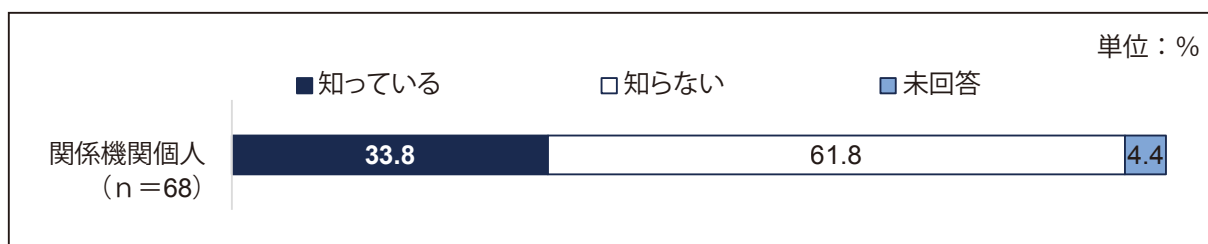
⑭その子どもがしているケアの内容（問 10－9）

ケアの内容としては、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」「家族の感情面のサポートをしている（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」「障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている」が同率の 30.9%と最も多く、次いで「障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている」が 16.2%であった。



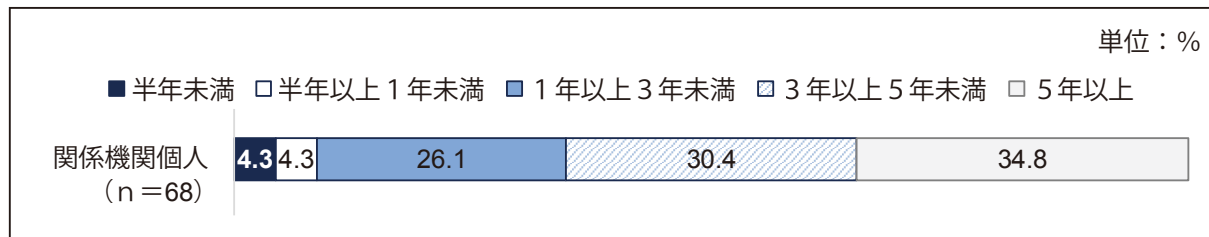
⑮その子どもがケアをしている期間の把握（問 10－10）

ケアをしている期間については、「知らない」が 61.8%、「知っている」が 33.8%であった。



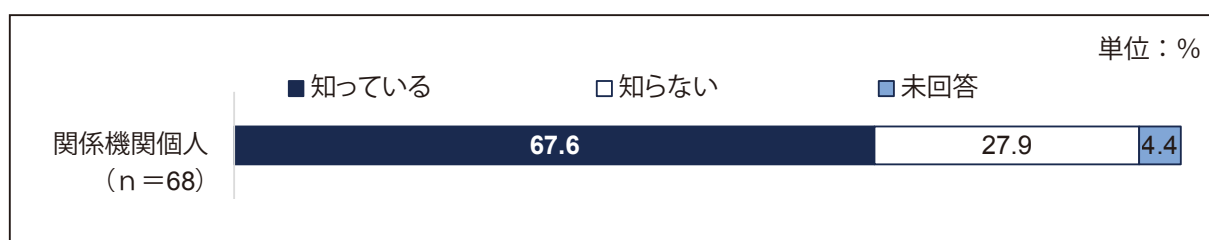
⑩その子どもがケアをしている期間（問10－10－①）

ケアをしている期間としては、「5年以上」が8人と最も多く、次いで「3年以上5年未満」が7人であった。



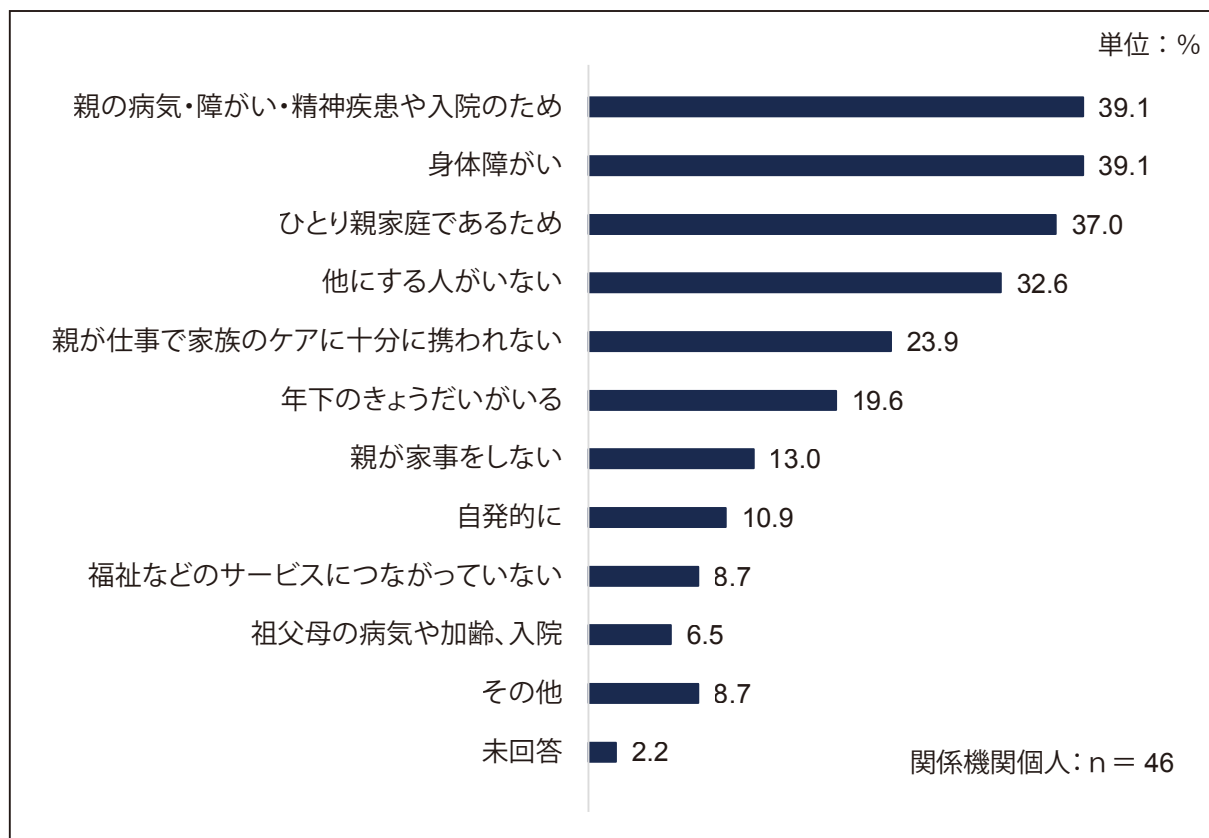
⑪その子どもがケアをしている理由の把握（問10－11）

ケアをすることになった理由を、46人（67.6％）が「知っている」状況であった。



⑫その子どもがケアをしている理由（問10－11－①）

ケアをすることになった理由は、「親の病気・障がい・精神疾患や入院のため」と「身体障がい」が39.1％と最も多く、次いで「ひとり親家庭であるため」が37.0％、「他にする人がいない」が32.6％であった。



⑩その子どもがケアをしている具体的な状況（問 10 - 12）

28 人から自由記述による回答が得られた。その内容は、「病気や障害のある家族がいるため」「親が不在のため」「外国にルーツがあり言語が不自由なため」「ひとり親家庭のため」であった。以下、回答の一部を抜粋して掲載する。

【病気や障害のある家族がいるため】

祖母の施設入所やコロナ期間に突入したため、家族のみで支えあう状況になる。
母が妊娠、出産。祖父母が要介護になり、母では、対応出来なくなった。受診時、医師の話を一緒に聞く。母不在時の見守り。
父が若年性認知症
母がコロナ禍で仕事ができなくなり、持病があることから、感染の不安も高まりアルコールが増えた。母親が物にあたり、テーブルのものを散らかしたまま寝てしまうため、父親と兄が片付ける。父が関係機関と連絡をとることを拒否する。子どもの高校受験は成功し、部活に打ち込んでいる。父母と離れることはまだ希望していないが、何の感情もないと話す。
病状に波があるので、食事が作れない時があり、自分で家事をやる
精神疾患を抱えるきょうだいの対応に疲れて母も精神疾患になってしまった。
母の病状が悪化し、ADLが低下したため。
夫の死から母親が立ち直れず精神疾患を発病。外反母趾から歩けなくなり引きこもり状況に。
両親は他界し、叔父や叔母、祖母と同居していたが、叔父叔母は仕事をしており、不登校の本人が日中の介護をしていた。
末期がんの母の在宅での看取り
父がアルコール問題。母が父のケア、仕事、家事、育児と対応しなくてはならない。ステップファミリーで実母と義父との間の幼い妹と弟の世話をすることを期待されていた。
母の精神症状、身体状況の悪化

【親が不在（仕事・死別等による）のため】

父親が亡くなったと前任委員から聞いている。
実母は仕事のため、娘に祖母の介護を任せている状態だったと思う
両親が失踪した
母親の仕事で早番の際は、保育園の開所時間より早く出勤しないといけなかったため、姉が登校前に妹を保育園に送っていた。

【外国にルーツがあり、言語が不自由なため】

父、母が外国人で日本語を習得していない。
母親が外国人なので日本語が苦手。
両親が日本語が不自由なため
日本語が不得手な親が通訳兼幼い子供の世話をお願いしている

【ひとり親家庭のため】

母子家庭で母はフルタイムで就労。兄は中学不登校。弟は保育園の行き渋り強く、母が送っていけないため、兄と二人で日中過ごす。弟が3歳当時、家庭訪問をすると「ママ、ママ」と泣き叫ぶ弟の声が聞こえており、日中一緒に過ごすのは大変だろうと感じていた。

ひとり親家庭、知的障害のある弟がデイサービスから帰り親が夜遅くに帰宅するまで、弟の相手をする。

ひとり親家庭で、保育所の閉所時間までに保護者がお迎えできないため、姉が毎日お迎えに来ていた。

母子家庭で母は仕事のため兄弟2人で障害の兄のお世話をせざるを得ない状況があった。

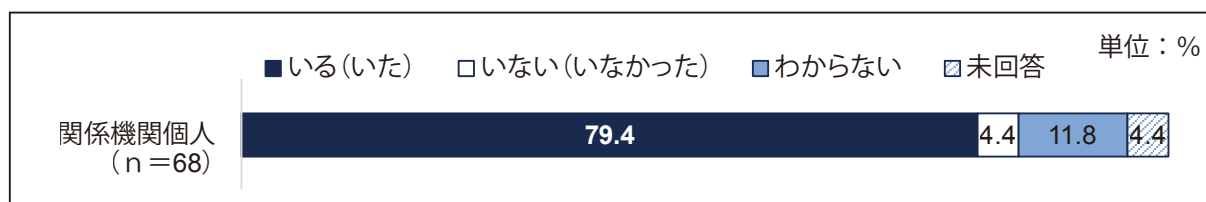
【その他】

当時はヤングケアラーという認識がなかったので、経緯や支障等までは確認しなかった。

母が相手のわからない妊娠をして、中絶手術を行うこととなり、子供の居場所がなくなった。

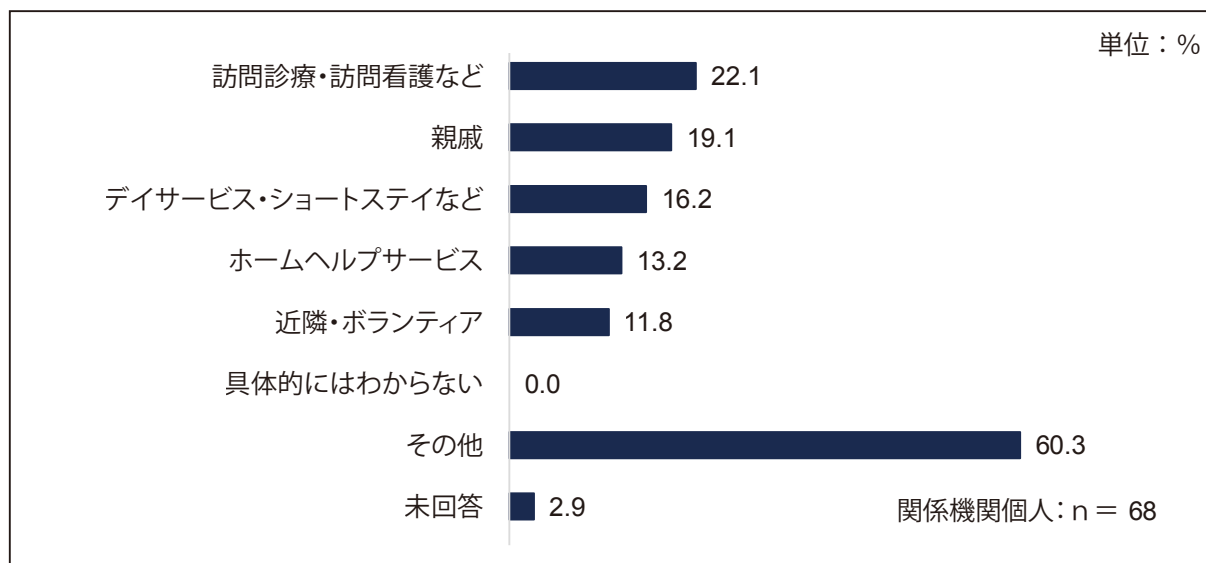
⑩その家庭の支援者の有無（問 10 - 13）

その子どもを含めて、その家庭を支援している（していた）人は「いた」が79.4%、「わからない」が11.8%、「いない」が4.4%であった。



⑪その家庭を支援している人・サービス（問 10 - 13 - ①）

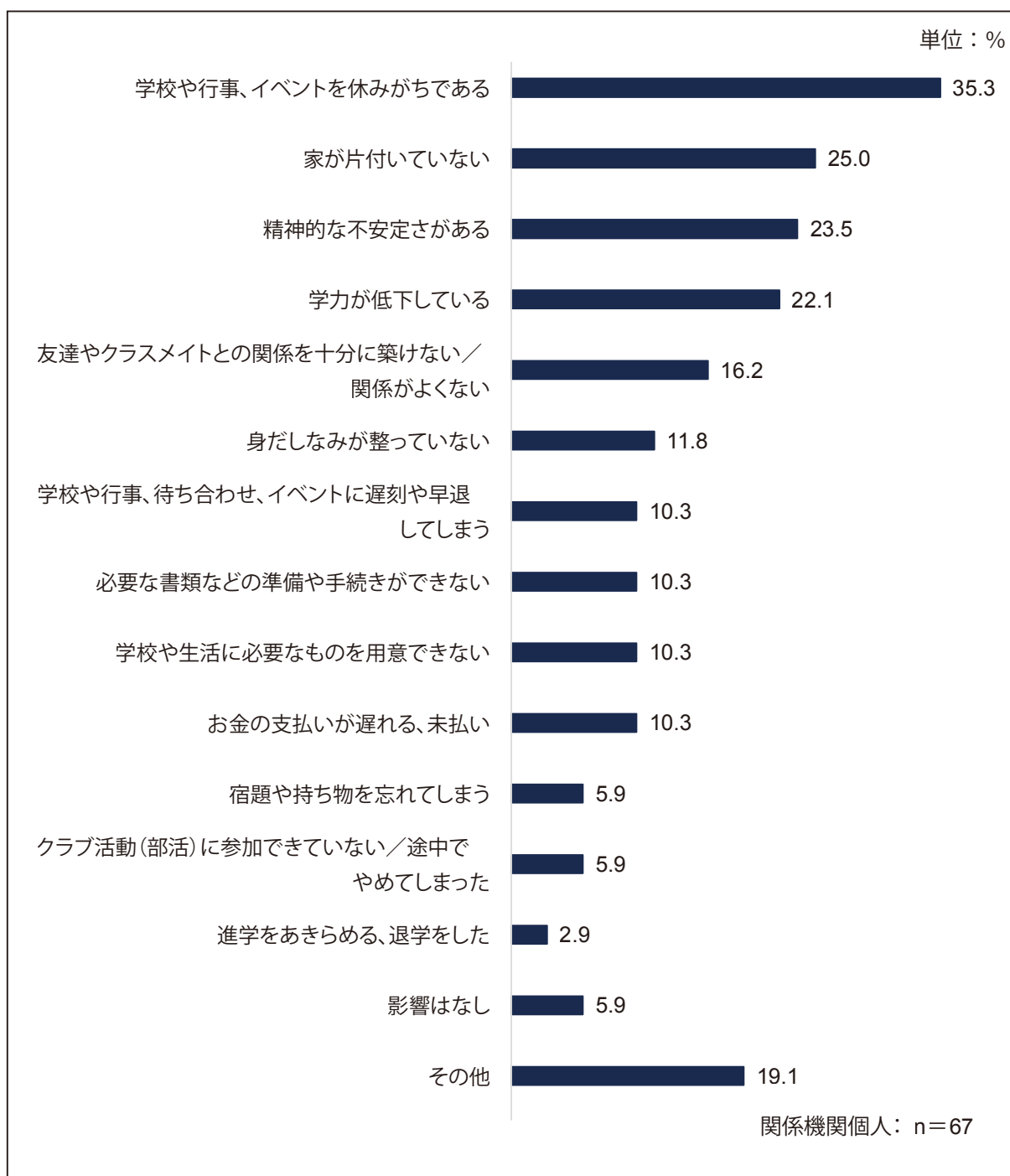
その子どものほかにその家庭を支援している（していた）人・サービスは、「訪問診療・訪問介護など」が22.1%と最も多く、次いで「親戚」が19.1%であった。



その他 41 件 (60.3%) の内容としては、「子育て世代包括支援センターみらい」・「子ども家庭支援センターたち」が 11 件、行政 (生活保護ケースワーカー・障害者福祉含む) が 8 件、スクールソーシャルワーカーが 5 件であった。ほかに、保健所、保育園、社会福祉協議会、ケアマネジャー、計画相談支援員、民生委員、学童があった。

②その子どもへの影響（問 10 - 14）

その子どもの生活や学業・進路選択に出ている（出ていた）影響としては、「学校や行事、イベントを休みがちである」が35.3%と最も多く、次いで「家が片付いていない」が25.0%、「精神的な不安定さがある」が23.5%、「学力が低下している」が22.1%であった。



その他 13 件の意見としては、「具体的にわからない」が複数あるほか、「自分の気持ちを話すことが極めて難しい」「自分の意見をあまり言わない。人に合わせることがとても上手」「その家庭は母親が色々調整し学校や習い事など本人が希望することはやらせてあげていた」「ガスが通じていなかったのでお風呂に入れず臭いが気になった。洋服も洗っていなかった」があった。

②その子どもについて気づいたこととその対応（問10－15、問10－15－①）

ヤングケアラーと思われる子どもへの対応について、27人から自由記述による回答が得られた。その内容は、親が不在のため介護の負担がある、日本語が話せない、当たり前になっている、家の清潔が保てないなど「家庭状況や日常生活での気づき」、介護で学校に行けない、不登校、中退など「学校生活への影響」、家族を守るといった強い意思、しっかりしている、家族に協力的、諦め、自分の気持ちの表出の難しさといった「子どもの様子や意思」、精神的な不安定さといった「心身の健康面」があった。

そして、その状況に対して、本人との対話、家庭訪問、ケース会議で検討、関係機関につなぐ、心理士、ケアマネージャー、子ども家庭支援センターとの連携、学習のサポートを取って対応するなどがあった。以下、回答の一部を抜粋して掲載する。

【家庭状況や日常生活での気づき】

属性	その子どもの状況・気づき	その状況にどう対応したか
地域包括支援センター	お小遣いを対象者からもらえるので喜んで対応していた様子	負担がないか本人に会話の中で確認した
民生児童委員協議会	日本語がきちんと話せない	日本語教師の派遣
社会福祉協議会	母親をケアすることが当たり前のように感じていると感じた。	関係づくりのため、訪問するようにした。
地域包括支援センター	親がいらないため介護負担があり、祖母と互いに支援し合っている	子ども家庭支援センターと児童相談所につないだ
市生活保護（生活困窮）等の担当部局	親が子どものトラブルに対し、適切に対応できていない	関係者で協力して対応
市母子保健部門	保育園から帰ってからの世話をすることを期待されていた。	外からの実働的な支援を母は求めないため、見守るしかなかった。父の暴力から逃げるよう勧めていた。
社会福祉協議会	ゴミ屋敷で清潔が保てていない	関係機関と協力して転宅、母の入院、進学

【学校生活への影響】

属性	その子どもの状況・気づき	その状況にどう対応したか
地域包括支援センター	漢字がうまく書けないのをみて、介護をして余り学校に行けてないのか？と思った。	祖母のケアマネと情報共有をした程度で、他機関への報告はしなかった。
市 母子保健部門	元々不登校で通信制高校に進んだが、登校日を増やしたくても、介護で増やせない状況だった。	他部署と連携し、祖母を入院させた。
市 教育部門	本人の不登校と摂食障害	母子心理相談
市 教育部門	母子家庭で母は就労しなければならず、児自身の不登校に加えて弟も不登校になっており、平日の日中は姉弟でカプセル状態。	週1回訪問して、児の話を聞きながら高校進学に向けての準備を児と一緒に進めていった。
社会福祉協議会	髪の毛は脂ぎっていて臭いも気になる。飲食店でアルバイトをしていたが長続きしない。専門学校も中退してしまった。	ケースカンファレンスを開いて各担当でお風呂の入り方からゴミ屋敷の片づけ、母親の通院を行った。

【子どもの様子や意思】

属性	その子どもの状況・気づき	その状況にどう対応したか
社会福祉協議会	ケアラーであると感じたが、別居の関係者からの金銭的な支援や助言で、習い事に行くことができていた。とてもしっかりしたお子さんで連絡調整が上手にできていた。それはとてもいい環境にあると感じた。	見守り事業での支援
民生児童委員協議会	母親と妹を守るといった強い意思を感じた。	学資資金を借りているので、訪問はしやすかった。既に社協が入っているので、困った時は連絡するようにと電話番号を伝えておいた。
子育て世代包括支援センター	コミュニケーションが苦手で自分の気持ちの表出ができず苦しそうである	心理士との遊びを通して話す時間を作った
子ども家庭支援センター	家族に協力した上で、学業も習い事も頑張っていた。年齢以上に背負っているものは大きくなってしまっていると思う。	母との関わりの中で、彼女が頑張っていること、できないこともあるかもしれないことを伝えるようにしていた。
市 母子保健部門	とてもしっかりしており、頼られることを否定的に思っている様子は感じられなかった。	本来は父母が行うことであることを父に伝えた。
市 母子保健部門	諦めていることが多い	こちらでできる家事や学習のサポート

【心身の健康面】

属性	その子どもの状況・気づき	その状況にどう対応したか
地域包括支援センター	死にたい等の訴えがあり精神的な不安定さがみられた。	本人と面談し話をきいた。
市 母子保健部門	感情的になり、泣き出す…がみられた	ケースカンファレンスを開き、母の入院を早めた。

②④その子どもとかかわるうえで困ったこと（問 10 - 16）

ヤングケアラーと思われる子どもとかかわるうえで困ったことについて、29人から自由記述による回答が得られた。その内容は、その子の気持ちがわからない、警戒心、会えない、判断がつきにくいなど「子どもとの関係、状況把握」が11人、親とコミュニケーションが取りづらい、関係が築けないなどの「親との関係づくり」が8人、その他の意見が4人、困ったことはないという意見が5人であった。以下、回答の一部を抜粋して掲載する。

【子どもとの関係、状況把握】

属性	内容
社会福祉協議会	1対1で話す機会がとれない。とりにくい。
社会福祉協議会	困っていることについて、少しずつ話すので、状況が一度につかめない。また、困っている程度が読み取りづらい。
社会福祉協議会	自覚しているのかしていないのか、判断がつきにくい
地域包括支援センター	どうしたらよいかわからない様子だった
地域包括支援センター	子どもは母と離れたがらないので、分離する必要があっても、説得は容易では無かった
市 教育部門	大人への警戒心の高さ（過去に児童相談所一時保護された経験もあり、本音を話すと家族が引き離されるという思いがあった）
市 教育部門	生活リズムが乱れてしまい、昼夜逆転が続くと会えなくなってしまう。
子育て世代包括支援センター	気持ちの表出が苦手なのでその子の気持ちがわからないこと
市 生活保護（生活困窮）等の担当部局	子ども自身が継続的支援を望んでいない

【親との関係づくり】

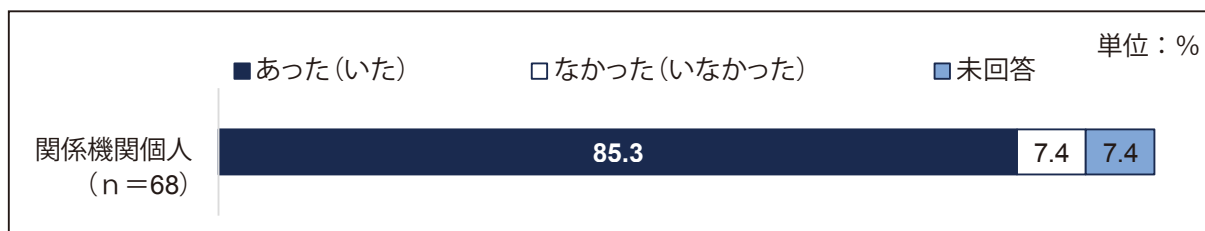
属性	内容
無回答	母が人とのコミュニケーションが苦手で、支援に繋がらなかった。
市 児童福祉部門	母が支援に拒否的だったため、状況改善のための動きがとりづらかった。
市 母子保健部門	父親に理解を得ることが難しかった
市 障害者相談部門	コミュニケーションをとる機会が少ない

【その他】

属性	内容
子ども家庭支援センター	ひとり親という状況で、母親も精一杯やっていた。
市 母子保健部門	祖母を大切に思っている子であったため、祖母の入院によって精神的に不安定になった時期があった。

②⑤相談できる相手や場所の有無（問 10 - 17）

相談できる相手や場所が「あった（いた）」が85.3%であった。



②⑥相談できる相手や場所の状況（問 10 - 17 - ①）

44 人から以下のような回答が得られた。最も多いのは「職場内（上司・同僚）」で、次いで、「子ども家庭支援センターたち・みらい・子育て応援課」であった。複数の機関を回答している人もいた。

単位：件

職場内（上司、同僚）	26
子ども家庭支援センターたち・みらい・子育て応援課	15
社会福祉協議会	3
教育センター・SSW	2
学校	2
児童相談所	2
府中市多文化共生センター DIVE	1
ケース会議	1

②⑦他機関との連携の有無（問 10 - 18）

他の機関との連携が「あった（いた）」が82.4%と多かった。



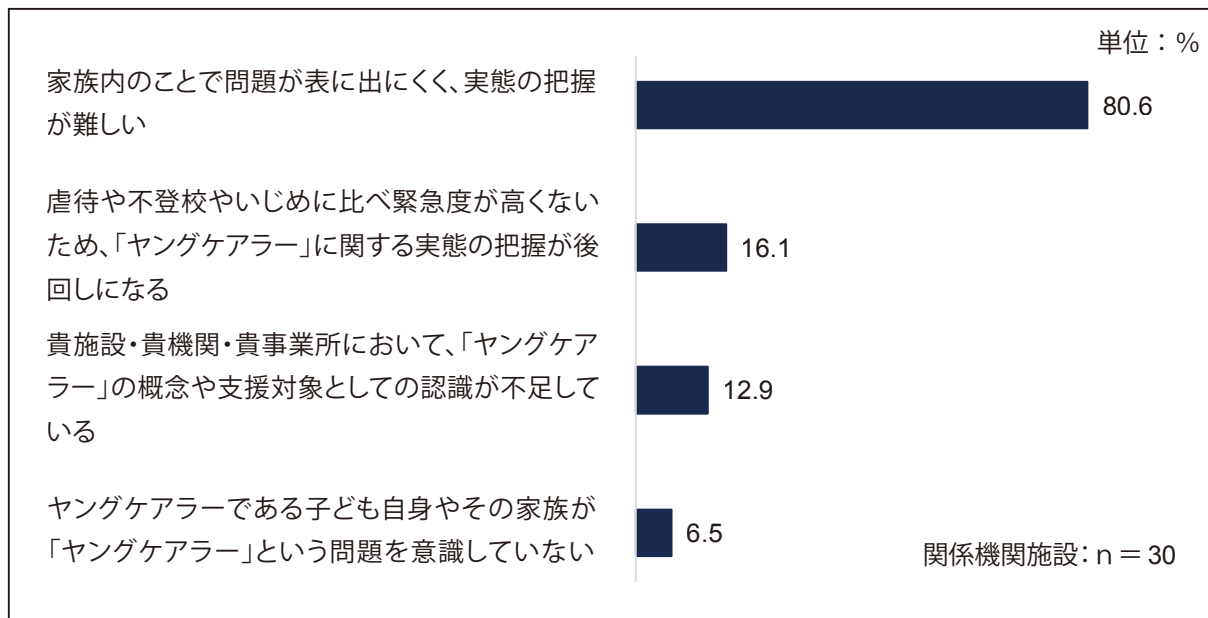
②⑧連携した機関の具体的な状況（問 10 - 18 - ①）

44 人から自由記述による回答が得られた。代表的な連携状況としては、「子育て世代包括支援センターの職員と連絡を取り、訪問した際の発言の共有や、保護者との調整事項などの確認など、連絡を密にとった」「みらいの相談員や生保の子供支援員、高校の SSW と連携。訪問の様子を共有したり、家庭の状況について共有した」「ケースカンファレンスなどを通じて学校関係者、訪問看護ステーション、医療機関との調整」であった。

また、連携先としては、「子育て世代包括支援センターみらい」、「子ども家庭支援センターたち」、学校、スクールソーシャルワーカー、訪問看護事業所が多い傾向にあった。

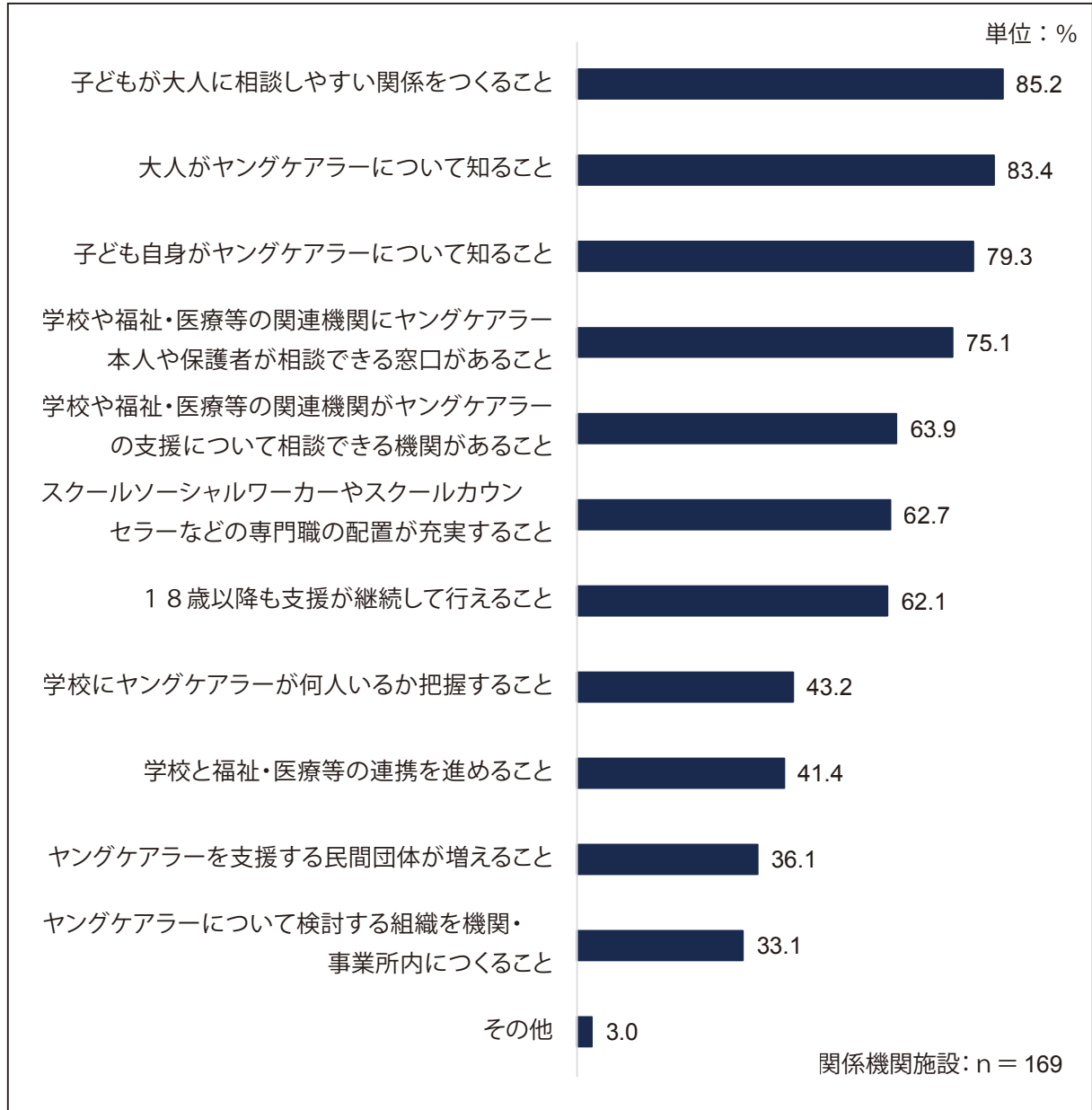
⑳ ヤングケアラーと思われる子どもがいるか、わからない理由（問11）

ヤングケアラーと思われる（可能性含めて）子どもがいるか「わからない」理由として、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が80.6%と最も多く、次いで「虐待や不登校やいじめに比べ緊急度が低い」ため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる」が16.1%であった。



③⑩ヤングケアラーを支援するために必要なこと（問 12）

「子どもが大人に相談しやすい関係をつくること」が85.2%と最も多く、次いで「大人がヤングケアラーについて知ること」が83.4%、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」が79.3%、「学校や福祉・医療等の関連機関にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること」が75.1%であった。



③学校と福祉・医療等の連携を進めること（問12-①）

学校と福祉・医療等の連携を進めることについて、45人から自由記述による回答が得られた。その内容は、「支援体制の整備の必要性」「情報共有・定期的な情報交換」に関する意見であった。以下、回答の一部を抜粋して掲載する。

【支援体制の整備の必要性】

社会福祉協議会	子どもが相談できる場所、時間は主として学校、さりげない会話の中から引き出せるといい。学校側が受け止めてプランを調整できるのか、できないのであればその情報が共有され、連携することで支援プランや方向性が確認できる。
社会福祉協議会	同じ視点でヤングケアラーとして捉えられるよう、共有のアセスメントシートを使用する。顔の見える関係づくりがまず必要ではないか。それぞれがどのような役割を担えるのか知る必要がある。
社会福祉協議会	基本的に全ての教育機関に必要ではないかと思います
社会福祉協議会	各機関でヤングケアラーと思われるケースを把握した場合、関わる機関に連絡を入れ、情報を共有し、支援策を考える動きが取れるような体制づくり。
社会福祉協議会	学校や地域などによる対象の発見と福祉職（地域福祉コーディネーターなど）の相談支援、ケアを受けている当人の医療的な支援の連携
地域包括支援センター	学校に専門職がない場合であっても検討や対応が必要な場合に情報の共有や対応ができるよう連携体制を整えておく
地域包括支援センター	各機関に所属している職員がヤングケアラーの相談をどこへしたらよいか明確になっておらず、どう連携できるかもはっきりしていないと思われるため、まずその周知やつながりの構築が必要だと思う。
地域包括支援センター	虐待ケースの場合、医療機関から警察に通報するシステムと同様に受診に子供が同行していたり、家族状況が分かった時点で医療機関から学校や福祉事業者等に連絡ができるシステムがあるとよい。
地域包括支援センター	SSW、SCとの協力体制を構築できたらいいです。
市 生活保護（生活困窮）等の担当部局	継続的支援が様々な機関において行われるような体制づくり
子ども家庭支援センター	ヤングケアラーの世帯が適切なサービスが利用できていない場合それらにつなげてほしい。
市 教育部門	①障害福祉課や生活福祉課、高齢者福祉課、医療機関など大人の支援機関側に「こども（家族）支援員」を配置する。親についての情報（病気や生活状況）を子供側の支援者が得ることが非常に難しく、家庭状況が見えてこないことが多い。要対協の個別ケース会議であっても、親の主治医に理解されず進まないケースもある。大人側の支援機関に子どものケア・権利の視点を持った専門家が必要。 ②兄弟の世話をしているケースは、兄弟の世話をしてくれる支援員が必要。子どもがSOSを出したときに簡易な手続きで利用できるサポートはないか。

【情報共有・定期的な情報交換】

民生児童委員協議会	連携強化情報共有の義務化等
民生児童委員協議会	定期的な情報交換の場をもうける
市 教育部門	学校で把握している（可能性のある）ヤングケアラーの情報を各関係機関と共有し、教育現場だけではなく、各専門機関の視点から児童や家庭を見ることができ、危機介入や対応ができると良い。一人、一つの機関が抱え込まないような連携が取れると良い。
社会福祉協議会	学校内で把握している支援を要する家庭について、情報交換を行う場。
社会福祉協議会	学校と福祉事業所がヤングケアラーの子の情報共有できる場が必要。医療においてもヤングケアラーであるとわかったうえで医師が診断するのでは、メンタル面や身体的な負担に気づきやすくなるのではないかと思う。
地域包括支援センター	一般の小中高校全般と、福祉関係者がやり取りできることが望ましい。障害、高齢、学校など意見交換の機会を設ける等。
地域包括支援センター	必要時ケース会議を開き、その家庭の現状と課題を共通認識し、支援していけると良いと思います。
市 障害者相談部門	子どもと関わりの深い学校は一番情報を把握しやすく、子どもにとっても信頼できる相談窓口になり得るケースが多いと思います。学校が把握しているヤングケアラーの情報を学校内だけに留めず、要対協のように行政の福祉機関や、支援団体、医療機関と定期的な情報交換・共有の機会が必要だと思います。個々のケースで連携して支援するノウハウがそれぞれの分野でまだまだ少ないと感じます。定期的な情報交換・共有の機会を作ることによって連携を取りやすい環境が生まれると思います。

【その他の意見】

地域包括支援センター	学校が各機関に連絡・連携をする必要がある
地域包括支援センター	世帯全体へ多機関からの支援（ケア会議の開催等により連携して継続的に支援していく）家族構成等が変わったとしても、関わり易い機関・関わってほしいと求められる機関が支援を継続していくこと
地域包括支援センター	どのような場面においても個人情報保護の名のもとに、連携しにくさがある。
子育て世代包括支援センター	糊代のあるような関係で連携できると良い
社会福祉協議会	医療での支援状況や、公的支援の利用状況、利用できるかなどを支援者が知り、役割分担や、相互に協力できることをスムーズに確認できるとよい。また、医療的視点からのケアが必要な当事者への働きかけ方法など、確認できるとスムーズだと思う。
社会福祉協議会	母の病状や子どもの特性など、その家庭の「今」を知るために日常的な連携が必要。
市 母子保健部門	当市はかなり連携しているので助かる

(4) ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うこと (問 13)

府中市でヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うことについて、75 人から自由記述による回答が得られた。その内容を検討し、以下のようにカテゴリ分類を行った。

最も多かった内容としては、「支援体制整備と情報連携」と「市民への認知の拡大・普及啓発」が同数の 28 件 (32.2%) であった。次いで、「相談や対話・気配り」が 11 件 (12.6%)、「実態把握・現状調査」が 8 件 (9.2%) と続く。以下、回答を一部抜粋し記載する。

要素 n = 91

No.	分類	要素(n)	割合(%)	キーワード
1	支援体制整備と情報連携	28	32.2	支援・組織・体制・福祉・連携・専門・団体・資金
2	市民へ認知の拡大・普及啓発	28	32.2	講演・広報・認知・自覚
3	相談や対話、気配り	11	12.6	対話・相談・気配り・意識・窓口
4	実態把握・現状調査	8	9.2	実態・把握
5	要望や考え	7	8.0	思想・要望
6	職員の知識と理解の向上	4	4.6	知識・ガイドライン・理解・認識・研修
7	特になし	1	1.1	特になし

※複数カテゴリに分類される自由回答があるため、各カテゴリの件数を加算した数値は自由回答の件数より多くなることがある。

【支援体制整備と情報連携】

支援を必要としている子が、埋もれている現状があるのではないかと感じた。学校など、気づきを持っている団体との連携をはかり、つながっていけると良いと思う。

子どもが子どもらしく過ごせるために、ヤングケアラーを把握した際には迅速に支援を考え、導入していけるようにしたい。

高齢者と接していると8050はもとより、孫世代も含む多世代問題を感じることは多いです。年齢分野にとらわれず広く串刺し型の支援体制が取れる必要性を感じております。

学校でヤングケアラーについて認識をひろげ、介護支援事業者が包括などに連絡し、学校に情報共有して行き、支援を提供していく。

実態を可視化するため、地域住民が近所や身の回りで気になるお子さんがいたら、どこかの機関に相談してもらうような流れを確立させること。

【市民への認知の拡大・普及啓発】

ヤングケアラーの概念がまだ周知されていないこと、隠れたヤングケアラーが発見されにくい現状だと思われ、まずそこからの取り組みが必要だと思う。

家族ではなんともできない状況から、ヤングケアラーが生じていくように思うので、周りの大人がヤングケアラーについて知ることが大切かと思います。一方で、子どもが家族を手伝ったりすることが変に美化されても困りますが、「悪いこと」「恥ずかしいこと」と思われることも違うのかなとも思うので、正しく伝えていくのはとても難しいことだなと感じます。

市自体が意識し、ヤングケアラーに敏感になり、それぞれの機関の意識を高め、支援の手がどこからでも出せるようにならないといけない。横のつながりを作っていくのは市の役目であると思う。

ヤングケアラーについての普及啓発と子どもが相談できる体制の確立。

【相談や対話、気配り】

子ども自身がヤングケアラーであるかどうか理解しないと周りからは見えづらい。子どもに接している時間が長いのは学校なので、学校で子どもの変化を見つけ出してもらおうと助かると思います。

ケアを行う子供自身が望むかたちで支援が進む体制づくりが必要で、まずはしっかり話を聞く相談できる場所が増えるとよいと考えます。

【実態調査・現状把握】

ヤングケアラーの人数や実態を把握できていないと思う。一番近い存在の学校と行政が連携を取って把握する事や、子供から聞き取りできる信頼関係を持つ事から始め、支援の方法も具体化していかなければならないと思う。

ヤングケアラーが何処に存在しているかを密に探し出し、必要なサービスを提供できれば、子供たちの不安も負担も確実に減ると思う。

4. 子ども・若者支援団体向け調査結果

(1) 基本属性

①回答者について

回答者数は5人であり、性別は女性が4人、男性が1人であった。また、年齢層は、「60代以上」が3人、「30代」が2人であった。役職としては、「代表」が3人、「理事」1人、「一般スタッフ、メンバー」1人であった。

回答者の主な職種や分野は、「民生・児童委員、主任児童委員」が2人、「医療・看護・リハビリテーションの職種・専門職」が1人、「福祉・保育・介護の職種・専門職」が1人、「団体職員」が1人であった。

②回答者が所属する団体について

団体の支援活動内容としては、「食の支援(子ども食堂・フードパントリー・宅食)」が4人、「子育て支援(保育、家事援助含む)」が1人であった。

	活動の主な対象者(年齢)と内容(開催頻度)	主な対象者
A	お子様とその保護者を対象に月1回開催	子ども・若者とその親・保護者
B	こども食堂(月に1回) 未就学児、小学校低学年 フードパントリー(週に1回)、 学習支援(月に2回) 中学生、高校生	子ども・若者とその親・保護者
C	小学生から中学生、6才から15才	子ども・若者 本人
D	地域の幼児、小中学生、その親、高齢者	子ども・若者とその親・保護者
E	対象者：未就園児のお子さまとその保護者 内 容：①子育てひろば(平日週5日5時間)、②理学療法士の運動相談や運動発達講座(月3回)、③外部で開催する出張ひろば(週1回)、④出張イベント(年数回)、⑤レンタルスペース・おもちゃレンタルの提供	子ども・若者とその親・保護者

(2) ヤングケアラーについて

①ヤングケアラーの認識

ヤングケアラーという言葉とその概念について、「言葉とその概念を認識しており、意識して対応している」が3人で、「言葉とその概念を認識しているが、特別な対応をしていない」が2人であった。

②ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況

意識して対応をしている3人のうち、2人が「特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している」かつ「特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している」状況であった。また、1人は、「該当する子どもはいない(これまでもいなかった)」と回答している。

③ヤングケアラーと思われる子どもの有無

5人のうち、ヤングケアラーと思われる子どもが「いる(いた)」と回答したのは1人で、「いない(いなかった)」1人、「わからない」3人であった。

(3) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応経験

回答があった1名について記載する。

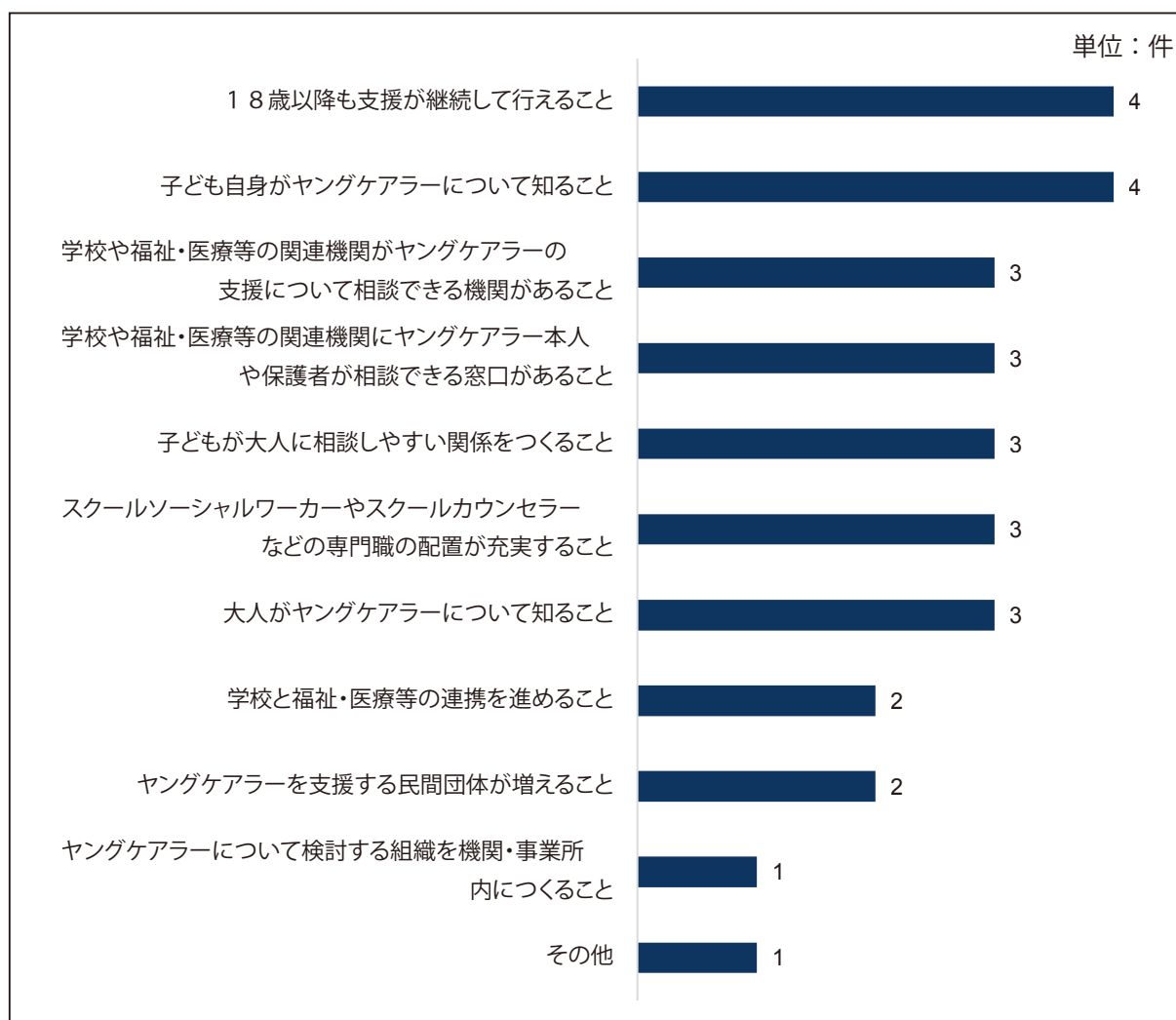
学年・性別	小学6年生・女性
把握したきっかけ	その子ども本人の話から、その子どもの保護者の話から、家庭訪問時
家族構成	ひとり親家庭（祖父母同居なし）
ケアの相手	きょうだい
ケアの内容	障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている、家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている
ケアの相手の状態	幼い
ケアの期間	1年以上3年未満
ケアをすることになった理由	年下のきょうだいがいる、親が家事をしない、母が外国人で文化の違いから
ケアの状況	赤ちゃんが生まれ、母が買い物に行けなかったり、弟に病気があり、家族全員のお世話が必要になった
一緒にケアをしている人や支援機関	近隣・ボランティア、訪問診療・訪問看護など、民生委員、こども家庭支援センター
ケアをすることによる影響	学校や行事、イベントを休みがちである、精神的な不安定さがある、学力が低下している、必要な書類などの準備や手続きができない、友達やクラスメイトとの関係を十分に築けない／関係がよくない、お金の支払いが遅れる、未払い
その子どもについて気づいたこと	毎日登校できないため、日本語の学習が滞ってしまった
その状況にどのように対応したか	関係機関と学校のケース会議を開いてもらった
その子どもと関わるうえで困ったこと	意志の疎通がはかれない
相談できる相手や機関	学校の先生、こども家庭支援センターの相談員
連携した機関の具体的な状況	社会福祉協議会の地域コーディネーター、スクールソーシャルワーカー

(4) ヤングケアラー支援について

①ヤングケアラーと思われる子どもがいるか、わからない理由

「わからない」と回答した3人は、全員「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」と回答しており、さらに1人は、「貴団体において、『ヤングケアラー』の概念や支援対象としての認識が不足している」、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を意識していない」と回答している。

②ヤングケアラーを支援するために必要なこと



③学校と福祉・医療等の連携を進めること

制度の縦割りをなくしてこども若者支援という窓口を作ってほしい
定期的な情報共有

④ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うこと

ヤングケアラーだけを抽出して支援するのではなく、家族をシステムとしてとらえて支援していく必要があると思う。
早期発見、早期対応、息の長い支援
ヤングケアラーは目に見えにくいことや本人の頑張りゆえに本人も周りも気づきにくく、気がついたら生活に支障が出るまでになっていた、ということが多いのではないかと考えております。世の中全般にヤングケアラーとは何かを伝えることが必要なのではないか。多くの方に知られることで、皆で支援していく社会になっていけるよう、私どもも意識して参りたいと思います。
シングルマザーの家庭では、親が病気を持った場合、子どもは外に助けを出すことが難しく、ただストレスから学校で問題行動を起こす場合がある様に感じます。先生が、その行動だけを批判するのではなく、家庭の状況をよく見て理解し、支援して欲しいと思います。

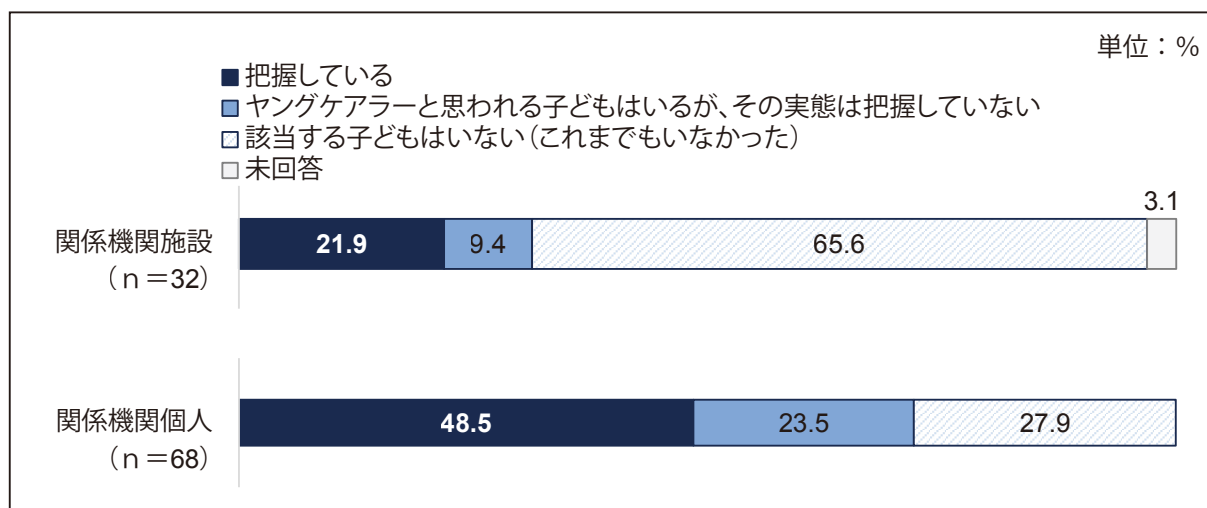
5. まとめ

(1) ヤングケアラーの認識と把握状況について

ヤングケアラーという言葉とその概念、およびヤングケアラーとみられる子どもへの対応について尋ねたところ、「言葉とその概念を認識しているが、特別な対応をしていない」と回答した機関は69.8%、個人は50.3%と19.5ポイントの差があった。また、「言葉とその概念を認識しており、意識して対応している」機関は17.9%、個人は40.2%と22.3ポイントの差がみられた。

さらに、ヤングケアラーとみられる子どもに「意識して対応している」と回答があったうち、その子どもの実態を「把握している」のは機関で21.9%、個人で48.5%であった。その一方でヤングケアラーに「該当する子どもはいない(いなかった)」と回答した割合は、機関では65.6%、個人では27.9%と37ポイントの差があった。

以上のように、関係機関としての回答と、関係機関に所属する各個人からの回答ではヤングケアラーの認識や実態把握の状況に大きな違いがあり、個人の方がより実態を把握しやすい状況にあった。今後は機関全体としてヤングケアラーの存在を意識し、その実態を把握すること、そして、組織横断的な対応や他機関とのスムーズな連携をするために、ヤングケアラーへの認識を高める必要がある。



(2) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応経験について

個人向けの調査において、実際にヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた)かどうか確認すると、回答者169人のうち68人(40.2%)が「いる(いた)」と回答しており、さらにその68人のうち43人(63.2%)がヤングケアラーと思われる子どもへ対応した経験があった。

ヤングケアラーと思われる子どもに気づいた経路としては「学校および他の関係機関から」が38.2%と最も多く、次いで「その子どもの保護者の話から」が33.8%、「その子ども本人の話から」が32.4%、「家庭訪問時(訪問サービス時)」が29.4%であった。

ケアの相手は「母親」が58.8%と最も多く、次いで「きょうだい」が35.3%、「父親」が13.2%であった。また、ケアの相手の状態としては「精神疾患(依存症は除く)※疑い含む」が47.8%と最も多く、次いで「幼い」が37.0%、「知的障がい」が19.6%、「日本語が苦手」が17.4%、「高齢※65歳以上」が17.4%であった。

ケアの内容は、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」「家族の感情面のサポートをしている(愚痴を聞く、話し相手になるなど)」「障がいや病気のある家族に代わり、家事(買い物、料理、洗濯、掃除など)をしている」の3つが同率30.9%で最も多く、次いで「障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている」が16.2%であった。

ヤングケアラーと思われる子どもに対応するうえで困った経験のある人は、43人中26人(約6割)であった。その具体的な内容としては、子どもとのコミュニケーションや実態把握が難しいこと、親の協力が得られにくい、親との関係が築けないこと、金銭的な課題、精神疾患等による生活課題、多機関との継続した状況共有が挙げられており、またそれらの課題が複合化していた。

(3) 関係機関から見た家族のケアをしている子どもの状況と支援の実態

個人向け調査において、家族のケアをしている子どもの状況としては、「親をケアすることが当たり前になっている」「コミュニケーションが苦手」「本人の不登校と摂食障害」「専門学校を中退してしまった」「(きょうだい)が保育園から帰ってからの世話をすることを期待されていた」という自由回答から、ケアによる生活への影響、特に、学業や心身の健康面への影響がみられた。

子どもの生活上の課題への対応策として、主に以下の3つが行われていた。1つ目は面談・訪問を実施し、子どもと会話をし、子どもとの関係づくりや子ども本人の気持ちを聴くこと、2つ目は見守り事業、日本語教師の派遣、母子心理相談、訪問看護、医療、外国人支援団体などにつなぐといった具体的なサービスの提案・提供、3つ目は子どもとその家族を支援するための関係機関との情報共有や会議等の実施であった。

(4) 連携体制の状況と関係機関が望むこと

個人向け調査において、ヤングケアラーと思われる子どもに対応する際に、相談できる相手や場所が「あった(いた)」が85.3%、他の機関との連携が「あった(いた)」が82.4%であった。

具体的な相談相手としては「職場内(上司・同僚)」が最も多く、次いで「子ども家庭支援センターたち」「子育て世代包括支援センターみらい」「子育て応援課」であった。複数の機関を回答している人もおり、相談できる環境があることがわかった。

また、他機関の連携先としては、「子育て世代包括支援センターみらい」「子ども家庭支援センターたち」、学校、スクールソーシャルワーカー、訪問看護事業所が多い傾向にあった。

ヤングケアラーを支援するために必要だと思うことは、「子どもが大人に相談しやすい関係をつくること」が85.2%、「大人がヤングケアラーについて知ること」が83.4%、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」が79.3%、「学校や福祉・医療等の関連機関にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること」が75.1%であった。

さらに、学校と福祉・医療等の連携を進める中で必要だと感じることは、学校と福祉・医療機関等とのつなぎを含めた支援体制の整備、情報共有・定期的な情報交換についての意見が多くあった。また、「各機関に所属している職員がヤングケアラーの相談をどこへしたらよいか明確になっていない」「共有のアセスメントシートを使用する、また、顔の見える関係づくりがまず必要」という自由回答があった。

分野の異なる機関同士で子どものみならず、その家族も含め対応や支援を行う際には、支援している機関および支援者が共通認識を持ち、支援を行うための定期的な情報共有の場やそれを継続する調整機能を担う機関の存在が望まれている。